

平成28年第1回定例会会議録（第5号）

平成28年3月15日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	永井正之君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	岩田弘君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	消防長	河原靖繁君
総務部参事	伊藤守君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	政策推進課長	本田明彦君
財産活用課長	小野大介君	自治振興課長	安達勤彦君
危機管理課長	安藤紀文君	観光課長	河村昌秀君

次長兼温泉課長	宮崎 徹 君	次長兼環境課長	松永 徹 君
児童家庭課長	原田 勲 明 君	児童家庭課参事	寺山 真次 君
高齢者福祉課長	池田 忠生 君	健康づくり推進課長	甲斐 慶子 君
都市政策課長	後藤 孝昭 君	学校教育課長	篠田 誠 君
学校教育課参事	猪俣 正七郎 君	スポーツ健康課長	溝部 敏郎 君
水道局工務課長	佐藤 順也 君	水道局配水課長	速水 孝 君

○議会事務局出席者

局 長	檜垣 伸 晶	議事総務課長	宮森 久 住
補佐兼総務係長	河野 伸 久	補佐兼議事係長	浜崎 憲 幸
主 幹	吉田 悠 子	主 幹	佐保 博 士
主 査	佐藤 英 幸	主 査	波多野 博
主 事	橋本 寛 子	速 記 者	桐生 能 成

○議事日程表（第5号）

平成28年3月15日（火曜日）午前10時開議
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○6番（三重忠昭君） それでは、よろしくお願ひします。順番に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者の社会参加推進の取り組みについて。

その、まず1番目の高齢者の貧困についてでありますけれども、ちょっと朝から暗い話になるかもしれませんけれども、現在、「高齢者の貧困」とか「老後破産」とかいう、そういう言葉をよく耳にします。ひとり暮らしの高齢者の方々が約600万人に迫る中で、生活保護費より低い収入で生活している高齢者の方々が、その中で200万人にも上るというデータを聞いたこともあります。またOECDですね、経済協力開発機構、この中でも非常に日本の貧困率は高いものがある、高い順位にある。それから、全人口比で国際比較でも日本は約15%が貧困であり、世界の中でも高い順位にあるというふうにも、そういうようなデータも聞いたことがあります。

そういう中で、今、国はもとより地方においてもこの貧困問題、高齢者の貧困問題についてこれから対策が求められていると思うのですけれども、現在の別府市の状況がわかれば教えていただけますか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

本市の高齢者の貧困状況ですが、高齢者の個々の所得状況などの情報収集は、かなり難しい状況となっております。平成26年度末の被保護者数、本市では3,968人のうち、65歳以上の高齢者の保護率は約56%となっている状況を見ますと、本市においても高齢者のひとり暮らしを中心に高齢者の貧困は、かなり進んでいる状況であると言えます。

○6番（三重忠昭君） ありがとうございます。情報収集が難しい状況であるということ。ただ、今、被保護者数が4,000人近い人数ですね。65歳以上が、その中で保護率が約56%という状況で、かなり進んでいるのではないかということです。

今、そういう数字が出ましたけれども、今とにかく高齢者のみならず、いわゆる子どもの貧困なんかということも大きな社会問題になっていきますし、さらに言えば労働生産人口、現役世代の方々が、今、生活保護を受ける方々が非常にふえているという状況、大変厳しい状況にあるなというふうに思っています。若いときに貧困状態にあると、結果的にそれが年金等にも最終的には影響してくるわけで、こちら辺のところは子どもの貧困もあわせてですけども、これからまたさらにしっかりと、また私もこの議場の中で問うていきたいというふうに思っていますし、対策をしっかりとっていかなければならないなというふうに思っています。

ここはひとつ問題提起ということで、この項は、ちょっと今回はもうこれ以上深くいくと時間が足りませんので、終わらせていただきますけれども、一応問題提起ということで、次に行かせていただきます。

その貧困問題と若干かわるところもありますけれども、やはり今、高齢者の方々が地域の中でなかなか、孤独というか、独居老人の方もふえているという、子どもたちとかいわゆる親の世帯、子どもの親ですね、いわゆる3世代交流ですけども、そういうところの関係がやはり希薄化している。そういった状況もあるというふうに聞いていますし、やはりそういう環境を改善していくことが、高齢者の貧困というよりも、高齢者が地域の中で生きがい、それからやりがいを持って日々生活ができる、やっぱりそういうものを一つ

一つつくっていかねばならないのではないかなというふうに考えています。その中で現在、別府市が、元気な高齢者の方々に対して活躍をする場というか、介護支援ボランティア事業を始めたというふうに聞いていますが、まずその事業、どういうものか。答弁をお願いします。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

介護支援ボランティア事業につきましては、平成 27 年 3 月に実施要綱を定め、同年 7 月から事業を開始しております。

この事業の概要ですが、65 歳以上の方が、介護保険施設等で、そこで入所されている高齢者に提供されるレクレーションや施設内の清掃、また高齢者の移動補助などを通じまして、介護予防の観点からみずからの社会参加と自立のための健康増進として活動を事業目的としております。参加されたボランティアの皆様には、参加 1 回につき 100 ポイントを付与し、1,000 ポイント以上から 5,000 ポイントを上限としまして、翌年度の 4 月以降に申請をいただき、取得されたポイントを換金することになっております。また、この事業を通じまして、高齢者の健康が少しでも保持できるのであれば、医療費抑制などの附帯の効果も期待しているところであります。

○6 番（三重忠昭君） 参加 1 回につき、1 時間ですかね、1 時間で 100 ポイント、これはお金に最終的には換金できるわけですけれども、100 ポイント 100 円ですね。最終的には 5,000 ポイント、5,000 円分、年間上限が 5,000 円ということですね。

高齢者の貧困というところから言ったら、生活の足しに果たしてこの 1 年間の 5,000 円がなるかどうかと言われれば、これはもう当然生活の足しになるとは言いづらいのかなというふうには思っているのですけれども、ただ生きがい、やりがい、そういった部分では非常に大きなメリットがあるのかなと思っています。

この 7 月から始められたということで、まだ 1 年たっていませんけれども、現段階での進捗、活動状況、それから課題、問題点などが出てきているのであれば、そのところを答弁をお願いしたいのですけれども。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

この事業は、ボランティア受け入れ施設の別府市への登録とボランティア実施者の社会福祉協議会への登録を必要といたします。ボランティア活動につきましては、介護保険施設等からの依頼によって社会福祉協議会が調整をしまして、登録施設へのボランティアを実施することになります。

平成 28 年 1 月現在、受け入れ施設の登録が 52 件、ボランティア実施者の登録が 85 名となっております。活動状況につきましては、登録などの準備期間を経て、7 月から本格的にスタートしておりますが、スタート時では月に 120 名程度の参加から、現在、徐々に低下が見られまして、平均では延べ参加者数で毎月 75 名程度の活動をいただいております。

活動期間中、テレビ取材等を受けながら、夕方ニュースで紹介されたのですけれども、高齢者の社会参加と生きがいづくりに一定程度の評価をいただいていると考えております。

課題につきましては、活動場所が、デイサービスなどの通所系事業所や介護老人ホーム、それから介護保険施設などの入所施設に限定してされていますことから、活動の機会が広げられないか、また問題点につきましては、事業開始からまだ 1 年が経過していませんので、今後の推移を見守りながら整備していきたいと考えております。

○6 番（三重忠昭君） ありがとうございます。ちょっと通告していませんでしたけれども、このスタート時には 120 名程度からスタートしたけれども、まだ 1 年がたっていない中でだんだん、徐々に活動の低下が見られているということ。現在 75 名ですか、75 名前後の方々

が活動をしているということで、ここ、ちょっと低下が見られている要因なんかというのを把握しているようであれば、答弁をお願いしたいのですけれども。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

現在のところ、調査はしておりませんが、3月の末に活動の方々にアンケート調査を行っております。その調査を見ながら、どういう形で低下の傾向が見られたのかも含めまして、今後整理をしていきたいと思っております。

○6番（三重忠昭君） その要因は、またしっかりとつかんでいただきたいなど。ちょっと私の推測になるかもしれませんが、やはり1時間頑張って100円、上限が5,000円。これは、やっぱりもうちょっと何とかなれば、やっぱりやろうかなというような気にもなるのではないかなというふうには、ちょっと個人的には推測をしているのですけれども、その中身、要因をまたしっかりと詰めていってほしいなと思っております。

ただ非常に、これは本当にとってもよい取り組みであるなというふうに思っています。ただ、先ほど答弁の中にもありましたけれども、活動の機会が広げられないかということで、今、ざっくり言ったら、元気な高齢者の方々が、高齢者に対して介護ボランティアをやるという、そういう取り組みですね。最初にちょっと申し上げた、やはり地域の中で、高齢者の方々の地域の中での人とのつながりが今薄れている。そういうことを考えれば、例えば子どもたち、こういったところに対するボランティアの活動をやるのも、またいいのではないかなというふうに思っています。やはり高齢者でなければなし得ないということがたくさんあると思っておりますし、その中に今申し上げたような3世代の交流があるのではないかなというふうに思っています。そういったところで子育て支援の部分ですね。これまでの高齢者から高齢者ではなくて、高齢者から子育て、子どもたち。それによって結局その子どもたちの親とのかかわりが出てくるわけで、そういった部分でのボランティア活動というものができないかなというふうに私としては思っているのですが、どのように考えていますか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

別府市が現在行っている介護支援ボランティア事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、介護保険施設等でのボランティアに限定をしております。先ほど、活動の機会を広げることを課題としておりましたけれども、子育て支援を支えるための地域活動に高齢者ボランティアを地域資源とする発想は、今後に活かされていくと考えております。

また、議員から御提言いただきましたように、将来を担う子どもたちが、高齢者が培う経験や知恵と、また人生観なども、子どもたちが高齢者と接することでよりよい成長ができることを期待しております。子どもと接する時間は、高齢者にとっても生きがいにつながっていくというふうにも考えておりますので、今後、そういう形での活動も視野に入れながら進めていきたいというふうに思っています。

○6番（三重忠昭君） ぜひ、よろしく願いしておきたいと思っております。福祉や保育の垣根を越えて、やはり高齢者、それから子どもたち、ちょっと言い方が適切であるかどうかわかりませんが、いわゆる社会的弱者と呼ばれる方々ですね、そういう社会的弱者の立場から、今度は逆にお互いに必要とされる存在というか、そこで協力をし合って共生の形をつくっていく。それによって高齢者の方々は、生きがい、やりがいを持って日々の生活ができるのではないかな、その可能性が出てくるのではないかなというふうに思っています。

また、そういうことができる可能性というのは、私は、この別府市は非常に秘めているのではないかなというふうに思っています。今、そういういわゆる日々の生活の中で働きがい、やりがい、生きがい、そういった取り組みという部分でお話をしましたけれども、

やはりちょっと最初の話に戻れば高齢者の今貧困という部分が大きく言われているわけで、実際そのボランティアで活動されている元気な高齢者の方々、決して日々の生活が豊かであるとか楽であるというような状況では、やっぱりないと思う。やっぱり厳しい状況であろうというふうに思っています。

ちょっとここで話は変わりますが、例えばシルバー人材センターですね。ちょっと資料をもらいましたが、今、別府で会員数が459名、大体平均年齢が72.3歳ですね。大体人口の比率からいったら、高齢者の人口の比率になるのですかね、大体入会率が1%ほどということ。この人たちの今年の1カ月分のいわゆる配分金というのですかね、大体これが平均で3万5,151円。これはもちろん例えば造園とか、そういう庭の剪定なんかをする人たちというのは、ある程度配分金が大きいと思うのですけれども、当然もっとそれより低い人たちもたくさんいると思うのですけれども、こういう金額や数字が出ている。それから、1人当たり大体1カ月10日ほどシルバー人材センターの中で頑張って仕事をしているという状況なのです。

ちょっとある雑誌にも載っていたのですけれども、これは全国的ですけれども、現在65歳以上の高齢者が全国で約3,000万人を超えているそうです。そのうちシルバー人材センターに登録している会員数が約66万人、65歳以上。高齢者人口の2%強になっているということです。ただ、これでも非常に国の財政への貢献度は高いというようなことが書かれています。今言ったその配分金ですね、配分金として支給されるシルバー人材センター事業からのもし収入がなくなった場合、会員の4割が生活保護者になるおそれがあるというような、こういう話も出ています。つまり、シルバー事業で年1,000億円の生活保護費が削減されている計算になるというふうなことも書いています。また、一般高齢者に年間41.8万円の医療費がかかっているが、一方、このシルバー人材センターに入っている会員の方々が35.8万円の医療費ということで、6万円少ない。こうした医療、介護でも年517億円の財政削減に寄与しているという、こういうデータもあるわけです。

やはりこういうことを考えると、先ほど、何回も申し上げますが、やはりお金の部分でもやりがいがある5,000ポイント、5,000円です、年間5,000円。やっぱりここはもうちょっと見直していく必要もあるのではないかなというふうに思っています。いずれにしろ始めて1年たっていません。しっかりと中身を精査しながら、よりよいものにつくり上げていってもらいたいな、そのように思っています。そのことを申し上げて、1番の項の質問を終わらせて、次の項に移らせていただきます。

次に、教育と児童福祉について。

まず、1番の放課後児童クラブと市立幼稚園預かり保育についての質問に入ります。

一般、予算特別委員会のほうでも1番の阿部真一議員のほうからも質疑がありましたし、私のほうも取り上げさせてもらいましたが、最初に児童家庭課のほうにちょっとお聞きをしたいと思いますが、平成28年、新年度から朝日、それから石垣幼稚園において延長保育が実施されるというふうに決定しています。児童家庭課が所管している放課後児童クラブにおいて、今後この幼稚園、これまで幼稚園の方々、幼稚園の園児は児童クラブのほうに入れていたのですけれども、それによって受け入れがどうなるのか。そこを答弁をお願いします。

○児童家庭課長（原田勲明君） お答えいたします。

別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、附則第2条に放課後児童クラブにおける幼稚園児の受け入れは、平成31年度までということが規定されておりますので、今後、公立幼稚園における延長保育が順調に推移をすれば、平成32年度以降の受け入れにつきましては、幼稚園児は延長保育で、小学生は放課後児童クラブの支援を受けることになろうかと思っております。

○6番（三重忠昭君）平成32年度以降の受け入れについては、幼稚園は幼稚園、それから小学生は放課後児童クラブということです。私も、これまでずっと子ども子育て会議の中にオブザーバーで傍聴に入って、中の話をずっと聞いてきたわけですがけれども、今回、石垣と朝日で試行園的に預かりをスタートするということですがけれども、平成32年ですね、これから4年後ですか。4年後、この幼稚園児の延長保育が、預かりですね、これが場合によってはその条件整備ができていない場合、その場合、どういう状況になるのかを答弁をお願いします。

○児童家庭課長（原田勲明君）お答えいたします。

議員御指摘の状況にならないように、関係課と協力しながら公立幼稚園の延長保育及び放課後児童クラブの支援を推進していく必要があると考えております。

本課といたしましては、平成31年度の時点で公立保育園の延長保育がどの程度進捗しているかを見ながら、保護者の不利益にならないよう何らかの手だてを講じる必要があると考えております。

○6番（三重忠昭君）これから学校教育課が、幼稚園での預かり保育事業、延長保育事業を、そして児童家庭課が放課後児童クラブの事業を進めていくわけでありましてけれども、やはり常々市長がよく言われている縦割り行政の弊害ですね、縦割りのそういう弊害をなくして、横のつながりを持ってやるのが大切だというふうに言われています。やはり一般的な感覚で言えば、この幼稚園児、子どもたちというのは、小さければ小さいほど当然たくさん大人の見守りが必要であるわけですし、当然居場所づくりというのも大事になってくるわけですね。

今、課長の答弁の中で、保護者の不利益にならないようにという、もちろんそれはそうです。そういう社会的ニーズが高まっているわけですから、その不利益があってはならない。ただ、それ以上にやはり大人とか行政の都合で一番のメインである子どもたちにとって不利益があっては、当然いけないわけですね。

そういった部分で今回はちょっと予算特別委員会の中でべっぷ幼稚園の園舎の中に児童クラブをつくるという予算が計上されていましたがけれども、あ、放課後児童クラブですね、べっぷ幼稚園の園舎の中に放課後児童クラブをつくるというような予算が計上されていましたがけれども、やはり同じ園舎の中で、こっちは児童クラブ、こっちは教育の預かりという、何か同じ中に同じ、ある意味保育というものがありながら壁がある。それこそまさしく何かちょっと、若干縦割りの弊害というか、もうちょっとやっぱり横の連携をしっかりとってやっていく必要があるのではないかなというふうに思っていますが、児童家庭課のほうとしてはどのように考えていますか。

○児童家庭課長（原田勲明君）お答えいたします。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。平成28年度からの延長保育の実施に伴いまして、これまで学校教育課と情報を共有し、協議を行ってまいりました。事業計画の策定の際には、当課の要望や意見も取り入れられた、取り入れていただいたという経緯もございます。現在は月1回のスケジュールで学校教育とも協議を行っており、今後も協議を継続して連携のほうを密にしていきたいというふうに考えております。

○6番（三重忠昭君）ぜひ、よろしくをお願いします。しっかりと連携をとっていただきたいというふうに思っています。

それでは、次に学校教育課のほうに質問をしていきたいと思いますが、もしよろしかったら、当然これから連携をとっていくわけですから、児童家庭課のほうもちょっとこの質問が終わるまで議場のほうに残っておいただきたいのですが、先ほど申し上げたこの新年度、平成28年度から朝日幼稚園と石垣幼稚園において預かり保育をするということですがけれども、もう一度確認のため、その事業、中身を説明していただけますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

事業名は「預かり保育」ですが、文部科学省が推進している施策であり、内容は教育活動になります。この事業は、保護者の就労形態の変化に伴い、幼稚園の通常の教育時間終了後も幼稚園において希望する保護者のお子さんを最長 19 時まで保育することで、幼児期の教育と保育を総合的に提供するものでございます。

なお、土曜日も 8 時から 19 時まで実施する計画であります。

○6 番（三重忠昭君） それでは、その預かり保育をどのようなスタッフ、人の配置ですね。どういことをするのか。中身を説明をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

スタッフは、幼稚園免許それから教員免許、保育士の免許を持った支援員を考えております。そして、それぞれの幼稚園において常時預かり保育を希望している保護者が、約 30 名ずつおりますので、2 園に支援員を 3 名ずつ配置し、常時 2 名体制で実施しようと考えております。

その実施内容としては、幼稚園の教師の責任と指導のもと教育活動を行うようにしております。

○6 番（三重忠昭君） 先ほど答弁にありましたその預かりの部分でも、教育の一環として取り組む、通常のいわゆる 2 時までの幼稚園教育が終わった後、預かりの部分でも教育の一環として取り組む。この事業は、本当に大変すばらしい、いい事業であるなというふうに私は思っています。

また、今回は試行園ですけれども、それぞれの園に 3 名の支援員、人を配置してくれるということ、これも本当、大変よいことだなというふうに思っています。ただ、やはりその 3 名、常時 2 名ですか、これだけで十分かと言えば、やはり私はそうではないのではないかなというふうに思っているわけです。今回、常時 30 名というふうになっていましたけれども、例えばやっぱり幼稚園児ですから、滑り台から落ちたとか、けがをしたとか、そういう場合には、それに 1 人の支援員がつくわけですね。そうなったら残りの 1 人で、極端な話、残りの 29 名を見ていかないといけない、そういう場面も考えられる。場合によっては、先般、市原議員のほうからも質問がありましたように、今、特別に支援を要する子どもたちも非常にふえているわけですね。そういう支援を必要とする子が、当然預かりに来るわけで、そうなったときには、やはり 1 対 1 ということになるわけですね。先ほどと同じもう 1 人の人が、残りの子どもたちを見ていく。そう考えると、なかなか 2 人でどうなのかなという部分、もちろん財政的な部分もあろうと思います。非常に厳しい部分もあろうと思うのですけれども、やはり先ほど申し上げたように、子どもが小さければ小さいほどたくさん目の見守る、そういうことが必要であろうかと思っておりますので、そういうきめ細やかな対応を望みたいと思っておりますけれども、どのように考えていますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

緊急時の対応もできるような、例えばこの支援員が病気で急に勤務できない場合、あるいは今、議員さんが御指摘いただいた緊急に対応、子どものけがとか緊急に対応しなければいけない場合等が考えられるかと思っております。支援員が病気で来られないときには、緊急に対応できる支援員を別に登録して急に来てもらおうということも考えております。そのほか、子どもがけがをした場合等においては、幼稚園には教員がおりますので、教員の責任と指導のもとという、先ほど答弁いたしましたけれども、その教員の協力とともに子どもたちを支援していきたいと考えております。

○6 番（三重忠昭君） はい、わかりました。よろしくをお願いします。

例えば夏休みとかになると、一時預かりの子どもたちもふえる可能性もあるわけですね。そういうときには、これはひとつ提案ですけれども、例えば大学とか、学生さんですね、

将来自分が保育士になりたいのだとか、教員になりたいのだというふうに、そう考えている学生さんたち、またその大学に協力を求めて、例えばこういう長期の夏休みの間だけでもアルバイトないし、来てみて子どもたちとかかわる。そういう実践ができる場を提供するのもいいのではないかな。結局はそれがまたその人たちの育成にもつながっていくのではないかなというふうに思っていますので、そういうところもぜひ考えていてもらいたいなというふうに思います。

それともう1点。今、課長の答弁の中から、当然ちょっとそういう緊急的なものを要したときに、通常教職員にそこに、幼稚園の先生がそこにおられるわけですから、その人たちの指導のもとにというのは、それはもちろんわかるのです。ただ、やはり通常の教育とこの預かりの部分、預かりの中でも教育をやっていくというところで、そこをやっぱりある程度最初の段階でめり張りのあるものをきちっとつくっておかないと、もう何もかも一緒になってしまうような感じになってしまうのですね。そうなったときに、結局それがどうなるかといったら、やはりその次の日の本来の教育に対して大きな影響を及ぼしていく可能性があるわけですね。その部分についてはどのように考えていますか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

幼稚園の教育活動は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして非常に重要なものと考えておりますので、その通常保育もしっかり大切にしていきたいと思っております。

また、預かり保育につきましては、幼児の心身の負担にならないように、その辺についてもしっかり注意しながら預かり保育を行っていきたくと考えております。

○6番（三重忠昭君） いずれにしろこれ、今回新しく始まる取り組みです。試行園で初めての取り組み、実際やってみないとわからないこともあろうかと思えます。これから課題や問題も出てくると思えます。例えば先ほど申し上げた人の配置とか人数の問題、それから勤務時間、預かりのそのものの時間ですね、それから親の就労条件など、こういうことも出てくると思えます。いずれにしろ、これからやっていくわけですがけれども、やっぱり現場の方々、その声をしっかり聞いた上で教職員、それから預かり支援員の方々の声をしっかり聞いた上でこの事業をこれからも進めていってほしいというふうに思っていますが、今後の展開ですね、それをどのように考えているのか。答弁をお願いします。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今後の展開ということでございます。今後、ますます社会状況の変化によりまして、保護者の子育てへの不安とか、あるいは孤立感などの高まりが予想されると考えております。そういう中で、この幼稚園で子どもたちが、教育時間が終わっても家に帰れない子どもの確保、あるいは健やかな成長の確保、また、仕事を持っていても幼稚園に預けたいという保護者に対する支援策でもあろうというふうに、この事業は考えております。

今後は、来年度から施行されます事業でございますけれども、各幼稚園にございます放課後児童クラブの状況、あるいは平成28年度から実施しますこの事業の成果、あるいは課題等も精査しながら、市長部局と連携協議しながら対応しないといけないというふうに考えておるところでございます。

○6番（三重忠昭君） ぜひ、よろしくをお願いします。これは、また私も今後の経過を含めて見ていきたいというふうに思っています。

それでは、次の幼稚園の保育料のところの質問に入らせていただきますけれども、これも市の管轄になりますから、ちょっと今回、別府市立幼稚園の部分になりますけれども、来年度の幼稚園の保育料が幾らになっているのかを、答弁をお願いします。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

本年度と同様、月額6,100円としております。

○6番（三重忠昭君） これまでと同じ据え置きということですね。非常にその努力に感謝しているとか、ありがたいというふうに思っています。今後も引き続きこの現状維持についての努力をお願いしたいというふうに思っています。

保育料については、原則応能負担ということになっています。国が示す基準によってそこら辺が決まってくるのだと思うのですが、やはり国が示す基準は、結構高額というふうになっているわけです。これは当然、私立の施設とのいわゆる均等性、そういったものを意図したものであるというふうには思っていますけれども、例えばどことは言いません、隣の自治体のほうで、隣の市町村のほうで今度この新しい子ども・子育て支援システムの移行とともに、これまでの保育料から2倍から3倍ぐらい大幅になったというところで、そういうことが市報の中でも報告をされておりました。非常に親の負担が増したわけですね。今、結構日本は教育の負担とかいわゆる生活インフラの負担が大きいというふうに言われていますけれども、やはりそれによって幼稚園児、幼稚園に通わせられなくなってしまった世帯もふえたというふうに聞いています。結局やっぱりそうなるかというふうになると、集団生活等を経験できないまま、そういうことをさせられない世帯がふえていく中で、結局小学校1年生に入学していったときにどうなるかというふうな小1プロブレムとか、こういったものが出てくるわけですね。場合によっては親の教育に対する関心とかが低くなる。そうなるかというふうになると、やっぱりPTA活動にちょっと協力が弱まってしまうとか、そういうことも考えられるわけですね。

だから、やっぱりあくまでも自治体として、この私立に対してもそうですし、市立、この保育所、幼稚園等にしっかりと補助を厚く行って金銭的負担を削っていただきたい。そして、あわせて質もしっかりと維持していってほしいなというふうに思っています。

やはりいろいろ言っても、この金銭的負担がない子育て環境があつてこそ、もう1人子どもをといる。やっぱり今、人口減少、少子高齢化が叫ばれている中で親のそういう子育てに対する、教育に対する負担を軽減していくことが、次の社会を担う子どもたちにつながっていくというふうに思っていますので、ぜひそのところをしっかりとやっていってほしいなというふうに思います。

それでは、この項を終わらせてもらいます。

次に、男女共同参画推進の取り組みについてでありますけれども、今、幼稚園のちょっと預かりの件について質問をさせていただきましたけれども、今、確かにこういう子どもを持つ親の社会的ニーズというのが、やはり核家族化それから共働き世帯の増加によって、子どもをそういう預かりやクラブに預けざるを得ないというような状況になっているわけです。ただ、ちょっと見方を変えて、今まで言ったことと全く180度違うことを言うような感じになるかもしれませんけれども、やはり子どもが朝、「行ってきます」と8時に学校に行って、ではその後、19時までそこの一定の園ないしクラブにおることが、果たしていいことかどうなのかと言われてたら、決して全ていいとは言えないのではないかなというふうにも思っているのです。やはり子どもが、学校が終わった後、家に帰って、地域で一緒になっている子どもたちと遊んだり、年の違う子どもたちと遊んだり、また幼稚園であれば小さければ小さいほど、やっぱり家に帰ったらお父さん、お母さん、うちで待っていて、おやつをつくって迎え、「お帰り」と言って迎え入れる。やっぱり、そういう環境があるのが望ましいのではないかなというふうにも思っているわけです。

そういう観点から考えたら、やはりこの男女共同参画推進の取り組み、市長が提案理由の中で、「しごとの創生」、それから「ひとの創生」ですね。働きやすい環境の整備や働き方の改革の推進、仕事と家庭を両立できる職場や地域の環境づくり、こういったものがこれからますます重要になってくる。そういうことを考えると、何度も言いますが、この男女共同参画推進の取り組みというのは、ますます今から重要になってくるのかなと

いうふうに思っています。

昨年8月28日に女性の活躍の推進にかかる法律、いわゆる女性活躍推進法というのが成立しました。この法令の成立によって女性の活躍が期待され、出産や育児、介護等を理由に離職せざるを得ない状況を改善していく、また、マタニティーハラスメントの問題とか、そういったものに対する職場の環境を改善していく。また、男性にとっても育児休暇がとりやすいような、そういう形をつくっていくというのが、今求められているわけですね。やはりそういう世論形成、社会形成を含め、やっぱり地道な強い取り組みが今後必要になってくるわけであります。

そういう中で、この男女共同参画推進の取り組みは非常に重要になってくるわけですが、ちょっと話が飛んでしまいましたけれども、今後の、今後のと申しますか、男女共同参画センターが、今、別府の中でできているわけであって、そのセンターの取り組み状況、そこをちょっと教えていただけますか。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

現在の取り組みでございますが、今年度より特に企業、団体等に向けた男女共同参画の推進を進めているところでございまして、今年度は自衛隊のほうに出向きまして、約300人の自衛官の方々に研修を受けていただきました。それから、先月2月にはJ C、青年会議所さんのほうの役員の方々にも話を聞いていただいて、男女共同参画社会の推進に向けて一緒に取り組んでいこうというお話をさせていただきました。

来年度以降も、ますます企業を対象にした研修等を広めて、この男女共同参画をさらに推進していこう、このように考えているところでございます。

○6番（三重忠昭君） ありがとうございます。済みません、ちょっと課長、動揺させてしまいましたね。私もちょっと動揺しているのですけれども、済みません。

とにかくセンターが立ち上がったものの、これまではここにセンターがありますよ、できましたよという、その周知を図っていくのが、これまでの一番のやっていかなければいけないところだったので、これからは逆に外に出向いて行ってこの男女共同参画の推進を啓発していく。あそこのセンターでもいろんな講座等をやっていたのですけれども、やっぱりある程度年数がたってくると、来る人たちが固定化されてきたという部分で、やはりこっちから出向いて行ってやることが必要ではないかということをお願いさせていただきました、3月議会でしたかね。それに合わせてこういう出前講座等をやってもらって、その啓発に努めていってもらっているということでもあります。

私は、やはりこれ、なかなか人の何というのですかね、気持ちというか、これまでの習わしというか、こういったものを変えていくというのは、非常に大きなエネルギーというか、なかなか難しい部分もあるな、場合によっては若干強引なやり方もしていく必要もあるのではないかなというふうに思っています。総合戦略の目標の中でも、あらゆる働き手が働きやすい環境の整備と働き手の改革、それから女性の働きやすい環境整備、そういうのをいかに浸透させていくか考える必要があるというふうに思っています。

先般、議会の中でも言いましたけれども、別府市においても、例えば中小零細企業、それから別府市のいわゆる市の事業の受注の際に、こういう子どもを産み育てやすい環境に取り組んでいる会社、そういったところをちょっと優先的にこういう受注の機会をふやすとか、そういったやり方をしていくのも大切なのではないかなというふうに申し上げさせていただきました。実際、県でも男性の子育て参画に積極的に取り組んでいる企業を後押しする仕事と子育て両立支援モデル企業なんかというのをつくっていて、そのモデル企業で働く男性が育休を取ると、県がその会社に対して10万円の補助金を出したりとか、本人に対して1万5,000円の奨励金を出したりとか、そういう取り組みをしているのですね。

何が言いたいかというのと、やっぱりそのぐらい、ちょっと強引と言ったらおかしいので

すけれども、何か無理やりやらせることがいいのか悪いのかはちょっと別として、でも、そのぐらい強引にやっていくことが必要なのかなど。当然そこにはやっぱり市長の、行政であれば市長、会社であれば当然社長、企業のトップになろうかと思うのですけれども、やはりそういった社会を形成していく。やっぱりその先頭に立っていくのは行政であろうと思っているので、そういう中でやっぱり市長のリーダーシップというものが非常に大きくなる、まさしくこれこそトップダウンです。エアコンの話も入っているのですけれども、これこそまさしくトップダウンでやっていく必要があるのではないかなというふうに思っていますけれども、市長はどのように考えていますか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

女性が活躍をして輝く社会をつくるというのは、これは別府市においても同様だというふうに思っております。私は、常にトップダウンをしてきたつもりはないのですけれども、調整型の人間だと思っておりますけれども、そういう意味におきましては、しっかりと皆さんと話し合いを進めていきながら、市独自の取り組みというのもやはりあっていいのではないかなというふうに私も考えておりますし、関係団体の方々とセンターのあり方等も勘案しながら、しっかりと今後においても取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○6番（三重忠昭君） よろしくお願ひします。これは本当にいろいろこういう法案ができたりとか、やっぱりスローガンだけになってしまっはいけないわけですよ。だから、しっかりとこの取り組み、社会全体で取り組むような形をとっていかぬといけないわけですね。これはなかなかすぐには結果の出ない、なかなかそしてまたすぐにはできないものであろうと思ひますけれども、これはもう私、一貫して議員になってからずっと言い続けていますけれども、今後もしっかりとこのことを訴えていきたいというふうに思っています。

それでは、最後の質問に入ります。最後の障がい者、そして高齢者の災害避難の取り組みについてになります。

先日3月11日は、東日本大震災が起きてちょうど5年目の節目の年でした。ちょうどその日もテレビ等で防災・減災についての特番がたくさん報道、放送されておりました。この東日本大震災を例にとると、ある統計では運動機能の低下が見られる障がい者、そして高齢者の死者数が、やはり全体の6割を超えたということ。60歳、70歳、80歳代の比率が、人口比率のそれぞれ1.4倍、2.3倍、3.3倍となっています。また障がい者では、被災地の人口全体に対する割合は1%らしいですけれども、やっぱり障がい者の死者数では、2倍の2%となっている。これほどやはり障がい者及び高齢者ほど死亡率が高くなる状況があるというふうに聞いております。

そこで、この災害発生時、高齢者や障がい者が安全に避難するために、日ごろから町内等で訓練等をしていただいていると思うのですけれども、その状況、そして、それによって出てきた課題等がわかれば、教えていただけますか。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市では、各町の自主防災会の運営・連絡を密にして、地震、風水害、大火災などの災害に対応するために、145自主防災会で組織する別府市連合防災協議会を結成し、防災知識の普及や情報交換など相互協力を行っております。

大きな行事としましては、地区——これは旧校区でありますけれども——を指定しまして、他の自主防災会の模範となる訓練であるモデル地区防災訓練を、消防、警察などの関係機関と連携する中実施し、過去6年間で5,965人の住民等に参加していただいている状況であります。

また、各自主防災会単位の避難訓練等は、災害時に適切な対応ができるよう、自主防災

会役員や防災士の指導のもとに実施しておりまして、平成26年度においては96回、5,341人の参加をいただいております。

津波対策としては、昨年度から沿岸部の自主防災会に具体的な避難路等を示した地域津波避難計画を策定しまして、全戸配布しまして、その計画に基づき必ず避難訓練を実施していただくようお願いをしております。防災訓練や研修などを積極的に実施する自主防災会が多い中、取り組めていない自主防災会に訓練などを実施していただくことや、高齢者や障がい者などの要支援者や子どもたち、留学生などの外国人を含め、今後いかに多くの住民に参加していただき、日ごろから顔の見える関係づくりを構築していただくかが課題となっております。

○6番（三重忠昭君） それでは、いわゆる障がいのある方々、高齢者の方々に対する、要支援者を支援する制度について、今、災害対策基本法が改正されて、避難行動要支援者支援制度、こういう取り組みが進んでいるということを聞いておりますけれども、まず、その内容を説明してもらってもよろしいですか。

○危機管理課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市では現在、今、議員さんが言われましたように、避難行動要支援者支援制度に取り組んでおります。これは、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市などが保有する情報をもとに、災害時において支援を必要とする方の名簿作成が義務づけられました。その名簿については、災害の発生に備え、平常時において消防機関、警察、民生委員、児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に事前提供し、ふだんからの見守りなど、災害時の避難支援につなげていきたいと考えております。

ただし、この名簿については、本人の同意が必要であり、現在、その同意の意思確認調査を行っております。

また、災害発生時または発生するおそれがある場合には、同意の有無にかかわらず、対象者全員の要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し、安否確認や避難支援を行うために活用していきます。

対象者としては、別府市内に在宅で居住している要介護認定を受けており、介護認定2から5の方が約2,500人、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が同じく約2,500人。別府市が以前から取り組んでおります災害時に支援を希望する方、災害時要援護者の登録者が約1,000人、及び特定医療費受給者を加え、別府市における対象者は約6,000人でございます。

今後の取り組みとしては、災害発生時における緊急連絡先、避難などを支援していただける方、避難場所、その他御本人の性格上の留意点などを記載した要支援者ごとの個別支援計画を策定していくことが、さらなる支援のために取り組むべき事項として内閣府の指針で示されており、災害時の避難支援等を実効性のあるものとして関係機関に御協力をいただき、進めていく予定であります。

○6番（三重忠昭君） はい、わかりました。これから同意をとっていくということでしたけれども、なかなかこの同意をとるというのも非常に大変な作業であるというふうにも聞いています。やはり障がいのある方々本人も、自分のことを余り知られたくないとか、家族の方々もそうですね、やはりそういうのを余り表に出したくない。こういう非常に心の部分で同意をされないというような方々もたくさんおるといふふうに聞いております。大変な作業だなというふうには、これは本当に思っています。

ただ、先般、先ほど申し上げたように、ちょうど3月12日でしたかね、NHK教育、Eテレですね。ここで再放送だったのですけれども、「誰も取り残さない防災」、大災害から命を守れという番組が、50分の番組がありました。その中で、昨年に関東豪雨災害、常総市のところの取り組みが出ていたのですけれども、ここでやはり名簿等はしっかりと

つくってはいたものの、結局、別府で言う危機管理課といわゆる障害、高齢者福祉課のほうとも連携がうまくいっていなかったがために、避難者の方々が避難所に入るのがおくれたとか、そういうことが言われていました。結局、つくったところでもう終わってしまっていた。その後、具体的な活用とか支援方法なんかというのが、やっぱりまだまだ詰め切れていなかったという、そういう問題・課題というのが多く出されておりました。

別府は、今その名簿づくり、最初の部分ですね、存在を知るリストの作成、これを今やって、これからまたさらにその人たちの支援方法とか、そういったものをこれからつくっていくわけでありましてけれども、やっぱりそこのところできっかりと高齢者福祉課、それから障がい担当課としっかり連携をとって、そして、なおかつ机上だけではなくて、当然日ごろの訓練ですね、それから日ごろの日常のつながり、これを地道につくっていかないと、いざ災害が起きたときには、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

私も防災士の資格を取らせてもらいましたけれども、やはり自分もそういう日ごろの活動、生活の中でしっかりとやっぱりそういうところを意識しながら日常の活動を続けていきたいなというふうにも思っています。

南海トラフが、30年以内に70%の確率で発生予想、そういうことが言われているわけです。本当、あした来るかもしれない。時間的な余裕が少ない中で、行政初め、それから民生委員さん、地域自主防災会など、たくさんの協力がなければやっぱりできない作業だというふうに思っていますので、これからもしっかりと取り組んでいっていただきたい、頑張ってくださいというふうに思っています。

最後に、市長の何か考えがあれば、答弁をお願いします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

昨年、私も南地区の訓練に参加をさせていただきました。自助・共助・公助という中で、まずはやはり自分自身の身は自分で守ることが、何より肝要だというふうに思いますが、しっかりと地域の皆さんと連携をし、また必要な手だては、当然行政としてはしっかりと怠りなく、日ごろからこれは備えていかなければいけないというふうに思っております。

要支援者の方々に関しても、今、こういった専門の方も非常勤で勤務をさせていただいておりますし、そういった方々を中心にしっかりと個別のプログラムを組みながら、全体をどういうふうにそういった日ごろからの備えをするかということ、しっかりとこれからも取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○6番（三重忠昭君） ぜひ、よろしくお願いします。

それから、先ほどちょっと言うのを忘れましたけれども、このテレビの放送ですね、この中で、1時間ぐらいの番組の中で最後の10分、15分ぐらいでしたか、別府の取り組みが出たのですね、企画部長も映っていましたが、いいことをやっていると思います。一生懸命やっぱり頑張っているのですね。やっぱりこれ、わずか10分、15分の映像でしたけれども、もうそれを見ただけで本当に大変な作業だなというのが、本当わかるわけですから、やっぱりああいうのを例えばDVDにして自主防災会とか地域の自治会長さんとか、そういう人たちが集まる時に、もう10分、15分ですから、見ていただく。やっぱりそれによって非常にやらないといけないなという意識づけになるのではないかなというふうにも思っていますので、そのことを申し上げて、私のきょうの質問を終わらせていただきます。

○1番（阿部真一君） 3回目の一般質問であります。今議会は、平成27年度の補正予算、そして平成28年度、新年度の当初予算ということで、長野市長、長野市政にとって船出の大変重要な議会であると、私は個人的に認識させていただいております。そしてまた、別府市民においても、かなり注目されている議会だと思っております。その点を踏まえ、今回観

光行政、特に別府の海岸線の利活用を踏まえた観光利用についてと、別府市のお祭り、各種イベントについて、そして教育行政、保育行政について質問をさせていただきたいと思っております。

私も、まだ1年たっていないのですけれども、今回質問をするに当たって、ちょっと自分の能力に足りないところが多々あると思っておりますので、けれども、これが一番市民の皆さんの率直に近い意見だと思っておりますので、ぜひその辺を御考慮いただいて答弁していただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

そうしたら、初めに観光行政についてですね。

別府市は、大分県の中央に位置して、別府湾の西側の奥に別府国際観光港と言われるように、大阪や四国との航路を有しております。最近、外国の航路、大型船の着岸もあって、大分の空港からのアクセスも非常によくなってきております。そして、大分県のほうも、この別府国際観光港のあり方をまた見直そうということで動きがあるようです。こういった大分県としても、まずはやっぱり別府市が中心になって、この今ある国際観光港のあり方、これをまず考えていかなければいけないなと思っております。

ここで、港の利用状況、そして大分空港の利用者数を、わかる範囲で結構なので答弁をお願いいたします。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

大分県が公表しています平成26年の最新数値によりますと、別府港の乗降客数は40万5,557人、大分空港の乗降客数は171万1,826人でございます。

○1番（阿部真一君） 別府港の平成25年度の数字であれば、40万人弱ということで数字が出ております。先日の県議会のほうでも、広瀬知事のほうから、今後、別府港の再編整備基本構想を検討する会議を立ち上げるということで、議会のほうで議論がなされておりました。この取り組みは、やはり大分県、広瀬知事のほうもこの別府の国際観光港、別府の港が、県内の地方創生の出発点になるということでさらなる発展を、今後も一層取り組むような形で別府市とも関係を保っていきたい、そのように思っている1つのあらわれではないかと私は思います。

そこで、今回、九州の東の玄関口、拠点都市とした形成を目指しているこの国際観光港、利活用に向けてどのように市と県、協力体制がなっているのか。答弁をお願いいたします。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

先日、新聞報道でもありましたように、県は、別府国際観光港の利便性向上や魅力アップを目的に港湾施設の再編整備を検討するとして、来年度、官民の関係者で検討会議を設け、基本構想の策定作業に入るとことが報道されております。

当然、別府市におきましても、この検討会議に参加をしていくというふうになるかと思っております。老朽化した上屋の更新、また観光発信拠点としての別府国際観光港周辺の環境整備について、その会議の中で別府市として要望をしてまいりたいというふうに考えております。

また、第4埠頭への大型船・クルーズ船の入港の誘致活動については、これまでと同じように県と連携しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。

それでは、私も今回、海岸線を含めてちょっと勉強させていただいたのですけれども、平成13年から、当時の井上元別府市長の御協力、御尽力によって、今の国直轄の事業であらわれます別府港海岸整備事業がなされました。これは、やはり別府市はもとより大分の大きな財産の1つだと私は考えております。

そこで、当時の建設の状況を踏まえて、現在どのように遂行しているか。そしてまた、現在、市としてこの海岸整備事業をどのように考えているのか、わかる範囲で建設部長の

ほうから答弁をお願いします。

○建設部長（岩田 弘君） 答えいたします。

先ほど議員さんが言われましたように本市の海岸線、別府港港湾計画に基づきまして、さまざまな地区で整備を進めておるのが現状であります。特に国土交通省直轄事業として巨額の費用を費やしていただきました、防災機能を備えました人工海浜や緑地、堤防等については、今後これらの利活用を最大限にいたしまして、観光資源としても売り出していくのがベストではないかと今思っております。

○1番（阿部真一君） 建設部長の初めての答弁だったので、ありがとうございます。

この海岸のあり方についても、市長の思い入れも多いかと思えます。今回の補正予算のほうでも上げられていました、別府の海岸のにぎわい創生に要する経費でも、市長の海岸整備、海岸の利活用に対する思い入れが非常に大きいものだと私は感じております。その辺を踏まえて、市長の答弁いただけますか。

○市長（長野恭紘君） 答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、私もかねてから別府の観光は、大分県を引っ張っていく立場にあるというふうに常々言っていました。また、今後におきましては、広域連携というのが1つの大きなキーワードになるのではないかというふうに思っております。そういう意味で言いますと、別府にやはり観光のハブ機能を持たせたらどうかということ、これは県のまち・ひと・しごとの創生本部会議の中でも、常々私は提言をしておりました。

そういった中で先般の県議会の質問の中で、知事からこのような発言があったということで、大変私は個人的にも歓迎をしておりますし、今後、この別府港の整備によって、瀬戸内に開かれた、この美しい瀬戸内の大自然を満喫できるような別府港の整備、そしてまた、二次交通の起点となる、発着点となるような、そういったハブ機能を持たせた、そういった大分県観光のハブとなる中心的な機能を持たせた整備を進めていただけるといいなというふうに、個人的にも思っておりますし、今後、会ができるということをお聞きいたしておりますので、その会議の中で私自身も別府市としてはっきりと意思表示をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。この別府湾の歴史というのも、結構古いものがありまして、明治は、薩摩藩の内閣総理大臣もおりましたね。日田県知事の松方正義さんによって別府の温泉を活用した国際観光都市にしては海岸線、船泊まりがなかったということで、それで築港に向けて着手されたという歴史があります。

戦後、第1埠頭から第3埠頭まで、国の整備によって今の形がなされた。そして、平成に入って井上元市長のもと、海岸の整備が一層図られたということです。

今回、私これをとり上げたのが、市長が常々庁内の中で縦割り行政、横のつながりを、連携を強くしていくということで常日ごろからおっしゃっていると思います。この国と県のあり方、市民目線から見ると全部別府市と一緒になのです。今、国道10号のほうにあります大分県の警察署の跡地、きのうも加藤議員のほうから県有の財産についての質問がありました。別府市民から見ると、やはり別府の窓口としての、別府市がしっかりとしたビジョンを持ってやっていく。それは、やっぱり市長のリーダーシップで横のつながり、国、県の垣根を外していくのは、市長のリーダーシップ、政治力の力ではないかと私は思っていますので、ぜひ第1埠頭から第6埠頭まで、国際観光港の別府の国際の窓口として、別府市が持つビジョンを大きく持って取り組んで国・県に働きかけていってほしいと思います。強く要望して、この項の質問を終わります。

そうしたら次に、アニメイベントについてお聞きしたいと思えます。

このアニメイベントに関してですけれども、課長ともいろいろヒアリングの中での協議してまいる中で、この議会でもいろいろこのアニメイベントについて議論がなされた経

過があります。

そこで、ちょっと素朴な質問で重複すると大変申しわけないのですが、今まであった、平成 25 年、26 年にあったトランスシティとタツノコプロの関係のアニメイベントと、今、別府市が行っていると言うと間違いがありますね、別府市が補助、後援として資金を出している「鬼灯の冷徹」、講談社さんのイベントについて、違いがわかるように、もう一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

今までのイベントにつきましては、市が主催で大型イベントとして行っていました。「鬼灯の冷徹」につきましては、今回はメインキャラクター等の部分で委託をさせていただいて、情報発信をしていただくというのが主な目的でやっています、市が主催ではなくて、講談社主催のイベントに対しての協力をしているということでございます。

○1 番（阿部真一君） それでは、今回このアニメイベント、間違えていたらちょっと訂正をお願いしたいのですが、平成 25 年度は、事業予算として 1 億 1,000 万円、およそですね。平成 26 年度が 6,200 万円ということで、総額 1 億 8,000 万円弱のお金が使われて行われたアニメイベントである。これは、別府市の市民感覚で言うと、今やっている「鬼灯」のイベント、ありますよね、あれももう一緒くたになっているところがやっぱりどうしてもあるのですよ。

ここで私がちょっと言いたいのは、やはり今までのアニメイベント、別府市が主催して行われてきたイベントと切り分けて、やはり市のほうも努力をしていただきたい。というのも、この「鬼灯の冷徹」を使ったアニメのモチーフは、大変コンテンツとして大きい魅力、そして大きい費用対効果を生むものであると私は思っているのですよ。今回 170 万円ぐらいですかね、予算、「鬼灯」のほうに広告費として出されているということで。今回、2 月 27 日、28 日にビーコンのほうで講談社さん主催のイベントがあったと思います。このイベント、課長のほうも行かれていたと思うのですが、その感想をちょっとお聞きしてよろしいでしょうか。

○観光課長（河村昌秀君） お答えいたします。

非常にたくさんの方がお見えになっていました。約 3,000 名が 2 日間でお越しになっています。その中でアニメキャストによるアニメトークショーが、28 日に行われました。約 1,000 名のお客様がお見えになって、非常に声優さんの方々の 1 時間程度のトークがありました。その最初のときには、市長のほうから御挨拶をされて、非常に若い方たちの関心度も高く、熱気のあるトークショーでありました。

そのほか、オリジナルグッズ等、それを買い求めにわざわざ来ていただけるたくさんの方ファンがおられるのだなと思って、本当に新たな観光資源としては素晴らしいものがあるのだなと感じていました。

そのほか、海地獄等でのプロジェクションマッピング等、コラボイベント等につきましても、800 人の方がその会場の後、行っていただきまして、そういうコラボイベントも熱心に見ていただき、別府市としても、これからは回遊性のあるイベントになるのではないかなと感じています。

○1 番（阿部真一君） 先ほど課長の感想をお聞きして、一つ気になったことがあるのですが、アニメイベントとしての費用対効果を考えるときに、どういった観点を持って市の当局は考えているのか。ただ入場客数だけだとか、そういったことではなく、あの会場に 3,000 人近くのお客さんが多分来られたと思います。その 3,000 人のお客さんは、どういった形であのビーコンの場所にきたのか。そういったのがひとつちょっと欠けているのではないかなと僕は思うのですよ。3,000 人の方、県外の方もいらっしゃいます。行ったときの一番私の感想は、女性のお客さんが 9 割強でありました。年齢層も 20 代から 40

代と幅広い年齢層の方が来場されていました。3,000人が多いかどうかというのは、ちょっと皆さん、価値観によって違うとは思うのですが、この「鬼灯の冷徹」というのは、「モーニング」という漫画雑誌に掲載されている漫画であります。講談社さんも「モーニング」、代表的なのは「課長島耕作」、「ドラゴン桜」、「宇宙兄弟」というふうに、どっちかという成人男性向けに近いコンテンツのアニメ雑誌だと思います。そこの主催しているアニメが、ビーコンに行ったら女性の、しかもお子さん連れではなく、独身の方が多いように見受けられたのですが、そういった方が来場されている。その辺を市としてやっぱり費用対効果とか数字とか、予算をつけているので考えていただかなければならないのですが、なぜあんな女性のお客さんが入っているのか。そこがやっぱり今まで行政として欠落している部分ではないかなと思うのですが、その辺をちょっと答弁いただけますか。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

昨年、今年度と2カ年にわたって「鬼灯の冷徹」をイベントさせていただいておりますが、細かい分析等につきましては、今回まだできていないのが現状であります。来年度に向けてちゃんとした検証をさせていただいて、今後のアニメ行政を進める上での参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。私も現場に行って、3番議員の安部一郎議員と一緒にいったのですが、すぐ課長に電話して、アンケートをとっているのかということで、電話が課長に鳴ったと思います。それはやっぱり大変大切なことで、会場で見た数ではなくて、何でそこに行っているか。これは、この前、DMOの勉強会が大社充先生のほうであったと思うのですよ。そのときに遠野市の旅行客の、なぜ遠野に来たかという話があったと思うのです。妖怪か何かがおる、見られるかもしれぬということで話があったと思うのですが……（「かっぱ」と呼ぶ者あり）あ、かっぱ、かっぱです。やはりこういった、そこに来ると何が求めているかというのをこのアニメに対しては、私自身も含め行政のほうは、特にやっぱり得意な分野ではないかなというふうに思います。

このアニメのコンテンツというのも、ちょっと今回、私も勉強させていただいたのですが、（「今度、そのアニメに連れて行ってください」と呼ぶ者あり）はい。アニメ聖地と呼ばれるのがあると思うのです。今回、「鬼灯」は地獄をモチーフにした、何か地獄のお代官さんの補佐役の方が主人公ということで、別府がモチーフになっているという形になっています。大分県では「進撃の巨人」のほうか、日田市のほうとかでアニメの聖地的な観光の誘客のポイントになっているということでありますので、ぜひやっぱり、3,000人来た、多いというだけの感想ではなくて、その奥まで突っ込んだ判断を行政のほうにさせていただきたい。そうでないと、今回切り分けとして去年、2年前と比べて違ったイベントをしているというのをやっぱり示さないと、もう同じアニメイベントという認識が、かなりまだ現実多いので、やはりその辺は市のほうもしっかり認識を持って取り組んでいただきたいと思います。

この項の質問を終わります。

そうしたら次に、別府八湯温泉まつりについてお聞きいたします。

私は、昨年4月に議員にならせていただいて、今まで温泉まつりのかかわりとしては個人的に言うとならざる側の人間でありました。温泉まつりに足を運ぶ、子どもと。今回、議員になってやはりこの温泉まつりのあり方というのが、ちょっと観点を考えていかなければいけないなというふうに思いました。

そこで、この別府八湯温泉まつり、365日あるうちのこの4月1日ですね、温泉の恵みに1日、この1日だけでも枯渇しないで温泉の恵みと恩恵にあやかって別府市に、そして我がまち別府で育てて温泉に感謝する。そういった市民の気持ちがやはり若干年々薄れて

きているのではないかなというのが、率直な気持ちであります。その参加者の中には、自発的にお祭りに参加するのではなく、イベント的に動員されて、特に若い人が多いと思うのですけれども、そういった方がやっぱり多いような気がします。それは何でかというのと、やっぱり温泉まつりの本質として、その日1日だけでも温泉に感謝するという、そういった精神的な部分がやっぱり欠けているからではないかなと私は思います。

そこで、この別府市の重要なお祭りであります。今回、市の職員の方や我々議員も、このお祭りに感謝し、地域振興につながるようにいろいろなイベントに参加するようになっているのですけれども、その状況を踏まえ答弁をお願いできますか。

○ONSENツーリズム部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

ことし4月の温泉まつりにつきましては、新しい実行委員長のもと、これまでの催しに加えまして、仁輪加隊の巡行、フロマラソン、べっふ井フェス等の新しい催しもありまして、若い世代の方にも参加しやすいイベントが用意をされております。また、湯けむり総パレードは、これまで以上の規模で各地域や各団体の皆さんが参加できるような呼びかけを現在行っている状況であります。

ちなみに今年度につきましては、市役所の部課長会等も総パレードに参加をさせていただきたいというふうに考えております。

地域の祭りとして、この温泉まつりが皆さんに親しまれるように努力をしてみたいというふうに考えております。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。ことしからなのですかね、部課長のほうもパレードに参加するというので。私も議員として湯かけですかね、初めて参加させていただきます。

やはりこの温泉まつりに関しては、地元の皆さんいろいろ、浜脇から亀川までいろんな会場でそれぞれ皆さんで、議員の皆さんでも個人個人で思う気持ちというのは熱いものがある、その象徴として今回、長野市長が就任されて初めての温泉まつりであります。期待されている部分があると思うのですけれども、やはりイベント重視のところもあって当然なのですから、本当にその温泉に感謝するという気持ちを啓発的に市民の皆さんに……（「祭りとイベントは違うぞ」と呼ぶ者あり）はい、わかっております。今、祭りとイベントは違うということで、やっぱり祭りの本質としての精神を別府学とか、そういった教育の現場でも子どもたちに教えていく必要があるのではないかなと私は思います。やはり私も中心市街地に近いところで生まれておりますので、温泉まつりが盛り上がるのが一番うれしい一人でありますので、よろしく願いいたします。

市長の温泉まつりに対する思いがあれば、お願いいたします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

私個人も温泉まつりに対しては、非常に強い思いがございます。別府の一番のメインイベント、イベントではありませんけれども、一番の祭りは温泉まつり。これは皆さんそう思われていると思いますが、私も実はもう13年連続でみこしを担いでいるわけでありまして、年々この総パレードが寂しくなってきたような感じがしました。そのような中、やはり祭りとイベントが違ふと。祭りは、やはり地域振興であると思います。イベントは、やはり観光振興という側面が強いと思います。温泉まつりは、両方の側面があると思いますが、やはり地域の皆さん、別府市民の皆さんがいかに参加をしていただけるかということが、ポイントではないかというふうに思います。今回は、部課長会も率先して参加をしますということで表明をしました。私も先頭に立ってしっかり今後の地域の祭りやイベントに対しての参加、全庁体制でこれも、全庁体制といいますか、できるだけ多くの職員の参加を促したいというふうに思っておりますし、特にこの祭りに関しては、今後もしっかりと地域振興ということで盛り上げてまいりたい、このように考えているとこ

ろでございます。

- 1番（阿部真一君） 市長の熱い思いも伝わりました。私も、余り熱するタイプではないのですけれども、ちょっと1日は頑張ってみたいと思いますので、よろしく願います。（「阿部議員について行きます」と呼ぶ者あり）はい、皆さんも25人、よろしく願います。そうしたら、このお祭り、温泉まつりについての質問は、終わらせていただきます。

次に、民間の主導イベントと別府市の連携・協力について、質問をさせていただきたいと思えます。

私も、議員になっていろいろ陳情とか、いろんな方々から、民間的な主導のイベントでやはり市のほうにいろいろ協力してほしいということで話があることがあります。そこで、別府市では民間主導によるイベント等が企画された場合、行政がどのように補助を求めているのか、行っていくのか。その辺を答弁お願いいたします。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

市が補助を行う基準でございますが、その基準には、公益上の必要性があるかということ十分に精査しました上で決定がなされるものであると理解しております。したがって、これまで既に行われております民間イベント等につきましては、公益性があるものにつきましては、それぞれの所管課において予算計上、補助されているところでございます。

なお、今後民間が主導するイベントのうち、別府市に連携・協力を求め、そして、かつそれが地域課題を解決するものでございましたら、私ども自治振興課が予算計上しております別府市協働のまちづくり事業補助金というメニューもございますので、こちらも視野に入れていただければなというふうに考えております。

- 1番（阿部真一君） 今、課長のほうから「協働」という言葉が出ましたが、私自身、昨年議員になったばかりでちょっと勉強不足なのですけれども、野上議員が中心になって制定された、議会として初めての条例と認識しております。この別府市における協働の取り組みについて詳しく、わからないので経緯と概要があれば、御説明をお願いいたします。

- 自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

別府市では、平成26年6月に別府市協働指針を策定し、昨年4月1日には、別府市議会初の政策条例でございます別府市協働のまちづくり推進条例が施行されております。今後のまちづくりにつきましては、民間それから行政といった線引きをなくして、それぞれの強み、専門性を生かしながら、お互いに協力し合うことでより効果的な事業を進めていくという趣旨でございます。

自治振興課の別府市協働のまちづくり事業補助金は、この協働を実践していただくきっかけになるものであると考えておりますけれども、将来的にはこの補助金にかかわらず、市役所の各課それぞれが協働により民間団体等と連携していけたらというふうに考えておるところです。

- 1番（阿部真一君） はい、わかりました。「協働」という言葉、やはり大切な言葉だなと思えます。私も、正月に2回目の成人式という40歳のイベントをさせていただきました。やはりこういったイベントも、40になって地域の創生、別府を改めて考えるという場で、いろんなイベントの場所でそういった地域振興、そして公益の必要性がある場合のイベントというのがたくさんあると思えますので、この協働のまちづくり、推進をぜひ別府市民のほうにもお知らせしていただいて、もう法制度ができていますので、やはりそれを形にして進めていく御努力を行政のほうにお願いしたいと思えます。

それでは、これでこの項の質問を終わります。

そうしたら、教育・保育行政についてお聞きします。

まず、最初に児童虐待、これの現状把握についてお聞きしたいと思います。

児童虐待による相談件数が、年々増加しているというふうに認識しております。平成26年度において全国で8万件を突破したということで、数字として公表されております。大分県の児童相談所、これにおいても970件という数字が、私の調べた範囲では出ております。別府市での相談件数はどのようになっているか、答弁をお願いいたします。

○児童家庭課参事（寺山真次君） お答えいたします。

本課の子育て支援相談室が取り扱いをしました平成26年度の児童虐待の相談件数は、248件でございます。

○1番（阿部真一君） それでは、具体的にどのような相談があったのか。内容を教えてもらえますか。

○児童家庭課参事（寺山真次君） お答えいたします。

248件の内訳についてですが、身体的虐待が86件、心理的虐待が107件、ネグレクト、育児放棄が53件、性的虐待が2件となっております。心理的虐待が、件数として一番多くなっております。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。今回、この虐待の数字をちょっとお聞きしたのは、やはり家庭内でも子どもに対する虐待が報道、ニュースの中でいろいろ流れております。

そこで、今回保育の現場のほうの施設の職員等の虐待について、ちょっと当局の意見を聞いてみたいと思い、初めに虐待の数値を教えてくださいました。昨年、別府市内の認可外保育施設において、施設の職員が児童虐待するという悲しい事案が発生しました。そういう中で国は、待機児童の解消の問題の対策の1つとして認可外保育園、これの認可保育所への移行を進めております。

そこで、認可外保育施設から認可保育施設に移行するに当たって、その保育の現場での虐待、こういった対応をどのように市として考えているのか、また、どのように市として対応する必要があるか。答弁をお願いいたします。

○児童家庭課参事（寺山真次君） お答えいたします。

まず、認可外保育施設から認可保育所への移行についてですが、平成26年度は2つの施設が認可され、今年度は3つの施設から申請が出ております。認可保育所への移行には、県が認可することになっておりますので、設置基準に沿った審査が実施されるものと考えております。

本市といたしましては、今年度から子ども・子育て支援新制度に基づく支援事業計画を策定しており、保育の量的拡大や質の高い保育の提供を目指しています。認可外保育施設はもとより、認可保育所におきましても、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、この児童虐待防止対策も含めた、より質の高い保育の提供を図る必要があると考えております。

○1番（阿部真一君） 済みません、そうしたら、結構心配されていることとしてですけれども、認可外保育と認可保育のほうで保育の質ですね、これは多少違いがあるかとは思うのですけれども、これは、市のほうではどのように、国・県の方針で認可外が認可に移ってくるのも、これはもうわかります。市のほうとして、国・県が進めた認可外から認可に対しての移行で、市として何か保育の質を保ってしている政策というか、何かあれば。今後、そういった政策の1つとして、保育の現場に市がどういうふうに連携していくか。考えがあれば、ちょっとお聞かせください。

○児童家庭課参事（寺山真次君） お答えいたします。

幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う極めて重要なものと考えております。子ども・子育て支援事業計画に児童虐待防止対策の充実がうたわれており、その中で今後、県や保育関係機関が実施する研修会や講習会への参加要請、それに児童虐待の防止を含む保育相談や保育指導を進めていきたいと考えております。

- 1番（阿部真一君） この保育園に関する問題、やはり待機児童をなくすということで、全部が全部認可外から認可にというのも、多少私は違和感を感じるころがあるので、やはり国の政策の1つではありますが、市としてもしっかりした方向性、保育の質を保つということのビジョン、考え方をしっかり持って今後も当たっていただきたいと思います。

それでは、この項の質問は終わります。

次に、家庭教育支援訪問型のアウトリーチ支援事業について、お聞きいたします。

これまでの平成26年、27年度から2カ年間にわたって国の事業として行われてきたこのアウトリーチ支援事業、この概要について、先日、三重議員から予算質疑のときも答弁があったと思うのですが、26年度の予算、平成27年度の予算を踏まえて答弁をお願いいたします。

- 学校教育課参事（猪俣正七郎君） お答えします。

文部科学省の委託事業を受け、平成26年度から2年間事業に取り組んでまいりました。市内の不登校、ひきこもり傾向の児童生徒を対象に個別の支援チームを編成し、学生ボランティアと家庭教育支援員が週1回程度家庭を訪問し、児童生徒には登校支援や学習支援、保護者には悩みや困りに対する助言を行ってまいりました。また、学校や行政関係者、民生委員児童委員等の代表でつくる別府市地域協議会を設置し、支援チームの編成や支援のあり方等について協議するとともに、事業全体について総合的な調整、計画、評価、検証を行いました。

2年間の事業費についてですが、平成26年度は152万円、平成27年度は79万9,320円の中で行いました。

- 1番（阿部真一君） 今回、このアウトリーチ支援事業について質問をさせていただいたのは、この事業が平成26年度、国の負担でおよそ150万円の予算で施策として行われた。平成27年度は、市の財源としておよそ80万円でやられた。この事業、今度からは教育センターのほうから離れてコミュニティ・スクール、学校運営協議会のほうに移行するというのを、話を聞いております。それについて、どういった方法で移行するのか、説明をお願いいたします。

- 学校教育課参事（猪俣正七郎君） お答えします。

来年度から全小中学校でコミュニティ・スクールが正式に実施されることに伴い、その学校運営協議会を中心として家庭訪問型アウトリーチ支援事業を広く実施するように計画しております。1中学校区において1人から2人の児童生徒を対象とし、主任児童委員や民生委員児童委員等が家庭教育支援員となり、支援チームを編成し、週1回学習支援や保護者支援を行います。学校運営協議会では、家庭教育支援員からその支援状況の報告を受け、必要に応じて助言や評価を与える体制をとっていきます。

- 1番（阿部真一君） それでは、先ほど答弁がありました学生ボランティア、そして家庭教育支援員、これは現在、大体どれぐらいの人数で運営されているか、答弁をお願いいたします。

- 学校教育課参事（猪俣正七郎君） お答えします。

今年度につきましては、学生ボランティアは11名でございます。また、家庭教育支援員は1名でございます。

- 1番（阿部真一君） それでは、現在は11名の学生ボランティアの方、そして教育支援員の方が1名の方で運営されていると。今後、コミュニティ・スクールに移った場合、各学校にこの支援員というのは、コミュニティ・スクールのほうで自発的につくっていくのか、任命していくような形になるのでしょうか。答弁をお願いします。

- 学校教育課参事（猪俣正七郎君） お答えします。

今申したように、各中学校区で行っていきますので、その中学校区の中から家庭教育支

援員をそれぞれ1名ずつ出させていただこうと考えております。

- 1番(阿部真一君) コミュニティ・スクールのほうで判断して任命していくという形でいいのですかね。それとも、移行するに当たってそういった支援員さんを任命するときに教育センターのほうで支援していただけるのか。その辺をちょっと明確に答弁をお願いします。

- 学校教育課参事(猪俣正七郎君) お答えします。

最初の段階では、総合教育センターが支援していこうと考えております。徐々に学校のほうでそれができる段階をつくろうと考えております。現在の段階で主任児童委員の皆様等に研修等でこの事業をわかっていただいておりますので、少しずつ学校のほうに移行できるのではないかと考えております。

- 1番(阿部真一君) このコミュニティ・スクールは、たびたびこの議会でも議論が上がっております。まだやっぱり現状、地域とPTAと学校現場という形でうまく連携がいつている学校もあれば、なかなかそこまでやっぱり行き着いていない学校もあるのが現状でして、やはりこのアウトリーチ支援事業、今、ひきこもりも私の地区の中学校でも二十数名いらっしゃるといってお聞きしております。やはりこういった支援事業が事業として消えていく、風化していくというのは、どうしても避けたいというふうに思っております。それで、やっぱり行政のほうからコミュニティ・スクールに場所を移して、そこから先はもうコミュニティ・スクールのほうでどうぞお願いしますというのは、まだちょっとコミュニティ・スクールのほうにそういった任命とか、どういった方がふさわしいのかという判断する基準というの、なかなか難しいと思うのですよ。やはり2年ぐらいかけて移行されるのですかね。2年から5年かけて移行されるということで、ヒアリングのときにお聞きしておりますので、ぜひ、学校現場とコミュニティ・スクールのほうにただ投げるわけではなくて、そういったいい事業はやっぱり続けていっていただいていたほしい、このように思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

そうしたら、済みません、この項の質問は終わります。

そうしたら、3番目に健康増進施設のあり方についてお聞きいたします。

現在、この健康増進施設の中でパークゴルフ場について少しお聞きしたいと思います。

健康増進施設ということであれば、どういった形で進めていっているのか。教育現場のほうにこのパークゴルフのあり方を説明しているとか、老人ホームなど老人会とかの関係者に利用者をふやす広報をしているのか。それをお聞かせください。

- スポーツ健康課長(溝部敏郎君) お答えいたします。

健康増進施設もありますし、利用者をふやすという意味でも、今、市内の自治会等の団体に積極的に宣伝をしていっております。市外や県外の方については、今後、関係各課や関係団体と連携しながら、大会誘致を含めた広報活動を積極的に進めていきたいというふうに考えています。そして、来年度中には指定管理をしていく方向で現在検討しています。

- 1番(阿部真一君) 今、では自治会等団体に積極的に宣伝をしているということで答弁がありました。またこのパークゴルフ場、私も行きましたが、いい施設であります。実相寺の多目的な方向を踏まえてウォーキングとか、そういった利活用の方法もいろいろあると思いますので、今後そういった健康増進施設としての考え方を踏まえ、来年度以降、指定管理を目指すということと言われていましたので、ぜひその辺を踏まえお聞きいたします。

それでは、この項についての質問を終わります。

最後に、今平成28年度予算でもるる議論されてきました小中学校のエアコン設置についてなのですけれども、これはもう議論をかなりやっぱりし尽くされた感がありますので、1つだけお聞きしてよろしいですかね。

今回のエアコンの設置については、学校現場のほうから要望があったということで、予算特別委員会の審議のほうでの答弁がありました。それについてもう一度答弁をお願いします。

○教育参事（湊 博秋君） お答えをさせていただきます。

要望につきましては、毎年教職員のほうから要望として上がってきておるのが現状でございます。

○1番（阿部真一君） はい、わかりました。では学校、教育現場のほうからも上がってきているということで認識させていただきます。

今回、ちょっと質問に当たって観光行政、別府国際観光港を踏まえた利活用、そしてアニメイベント、お祭りに対して、教育行政に対して質問をさせていただきました。1年を通して私が思う率直な気持ちをきょう、この議会で述べさせていただきましたので、ちょっと市民に近い形での発言が多かったと思いますが、その辺を踏まえて行政のほうも引き続き御協力をお願いいたします。

では、これをもって私の質問を終わります。

○議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（野上泰生君） 再開いたします。

先ほどの1番・阿部真一議員の一般質問に対する答弁の一部を訂正いたしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育長（寺岡悌二君） 議長の了解を得ましたので、先ほどの1番・阿部真一議員に答弁させていただきました教育行政、保育行政についての項目4の市立幼小中学校エアコン設置につきまして、一部説明不足がございましたので、次のように訂正をさせていただきます。

「校長会、教頭会を初め学校やPTAの関係者及び統合中学校にかかわる生徒のアンケート実施の結果等からも、エアコン設置への強い要望や要求が上がっております」に訂正をさせていただきます。

○17番（平野文活君） それでは、よろしく願いいたします。

あらかじめ議長の許可を得て、皆様方のお席に資料をお配りしております。参照、参考に見ていただきたいと思います。

まず、骨髄バンク制度への支援についてでございます。

こういう資料が配られていると思います。昨年12月、大分合同新聞に「もっと生きたい。僕に未来を与えてほしい」という実名入りの記事が掲載されました。この方は、12月に双子のお子さんが生まれたばかりの35歳の男性であります。11月に成人急性リンパ性白血病と診断をされ、そのまま無菌室に入院をされております。抗がん剤だけでは完治せず、骨髄移植が必要だということでもあります。このチラシは、家族それから支援者、友人などとともに支援を呼びかけるためにつくったチラシだそうであります。骨髄バンクへのドナー登録とか、ドナーへの行政の支援などが呼びかけられております。昨年12月には、支援者の1人が、別府市にも支援の要請にまいりました。大野部長が対応されたと思いません。

そこで、移植を待っている人、ドナーに登録している人は何人か、まずお答え願いたいと思います。

○健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

骨髄移植などコーディネートを行っております日本骨髄バンクによりますと、平成28年1月末現在、移植を希望する登録者数、国内では1,475人、大分県では26人、提供を

希望する登録者数は、国内では45万7,384人、大分県では3,548人というふうになっております。

- 17番（平野文活君） そういう状況でありまして、県内でも26の方が移植を待たれているということでありまして、なかなかドナーに登録しても、適合する確率というのは非常に少ないというような病気だそうでありまして、たくさんのドナーを提供する必要が望まれております。また、実際に骨髄を提供すると、適合した結果、そうなった場合、1週間程度の休暇をとらなければならない、そういうふうな状況もあると思います。

この支援者の訴えを受けて早速動いていただいているというふうには思いますが、どのような取り組みをされておりますか。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

より多くのドナー登録者を得るためには、骨髄移植の知識や有効性を周知すること、これによって骨髄提供の環境を整え、ドナー登録だけでなく多くの人の理解を得ることが重要であると考えまして、市報やフェイスブックへの掲載、また庁舎内ポスターの掲示、研修会への参加等、骨髄バンク制度の周知等を行っております。

- 17番（平野文活君） 早速動いていただいて、ありがとうございます。

同時に、これも新聞記事になっておりますが、中津市で昨年度の予算で、県下で初めて骨髄などを提供する、適合した結果、骨髄などを提供することになったドナーに対して10万円の助成制度ができました。これは先ほど言いましたように、1週間程度仕事を休まなければならない、そういう状況になって、休暇がとれないために適合者が辞退するというようなケースも多いと聞いております。そういうことのために休業補償的な支援策であります。あわせて大分市もこうした要請を受けて、ドナー本人に14万円、さらに勤務先にも代替の人を配置しなければならない、そういう事情があるような場合もありますので、勤務先にも7万円の助成制度をつくる、そういう制度を大分市はつくったそうであります。

別府市にも啓発活動に協力と同時に、こうした中津や大分市がやっているような直接支援というものを要請されたというふうには思いますが、いかがか。どうするのかお答えしたいと思います。

- 健康づくり推進課長（甲斐慶子君） お答えいたします。

より多くのドナー登録者を得るためには、患者とドナーの居住地を越えた広域的かつ同一の取り組みが必要であると考えております。

そこで、国または県が、ドナーへの助成制度を創設することが望ましいと考えまして、2月に開催されました大分県市長会政務調査会において、他市とともに県における助成制度の創設を要望いたしました。今後も市長会等を通して県や国に要望していきたいと考えております。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） 若干補足説明をさせていただきます。

今、課長が言ったように、政務調査会でこの件は取り上げられております。その中で各市ともやはり広域的な県、国、これで取り組むべきということで、といたしますのが、ドナーの方、それから提供を受ける方、これが市内、市外という場合が出てきます。そういった意味でも広域的に同様の取り扱いをするべきと思ひまして、政務調査会上がっているような次第です。これにつきましては、また市長会のほうで議論をされていくと思ひます。

それと、もう1点。私に対応させていただいたのですけれども、支援者の方からドナーの登録をするときに採血等の検査があります。そういった部分で今、東部保健所でしかそれをやっておりますので、交通の便のいいところ、そういったところで取り扱いができないかということで申し入れを受けておりますので、これについても、今、東部保健所と協議をさせていただいております。

○17番（平野文活君） こういう制度というのは、地方から始まって、それが県や、あるいは国を動かしていくというような事例が多いですね。しかも、御承知のように1年間に1件あるかないかというような、そういう事例ですから、予算的にはほとんどかからない。そういう種類のものですよ。ですから、直接私が非常に思ったのは、実名を出して、自分の顔写真を出して新聞に出てアピールしたという、別府の病院に入院されていると聞きましたのですけれども、こういう訴えに応えなくていいかというふうには私は思うのですよ。ですから、そんなに予算がかかる問題でもなし、ここはやっぱり決断して、別府市もやってやろうと。ほかの市町村にも率先して呼びかけるといような対応をぜひお願いしたいというふうに思いますが、どうぞ、市長、いかがでしょうかね。そういう決断を、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（大野光章君） ただいま議員からお話があったように、予算的には中津市と、また大分市、若干金額に違いがあって、対象も違っておりますけれども、こういった部分、予算的には確かに余り大きな金額にならないと思います。ただし、これが大分市、別府市、そしてまた中津市ということで、また制度の運用が違っていると混乱も生じますので、できるだけこういったものについては広域的に制度として統一するような方向、こちらのほうでまず進めたいと考えております。

○17番（平野文活君） ちょっとやらない理由のように聞こえてなりません、やると決めたら、そう難しいことではないというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いします。

続きまして、小倉地区の温泉発電の問題についてお伺いいたします。

これは小倉、いわゆるグリーンハイツと言われる地域の問題で、市長にとっては地元中の地元でありますね。しかも新年度予算でしたか、地籍調査という国の事業を導入して、長年の懸案でありましたこの道路問題あるいは水道問題、そういう問題が、住民負担なしで整備されていくという希望が、ようやく見えた。こういう状況でありまして、この件について市長の決断には心から敬意を表するところであります。

ところが、ようやくその問題に先が見えたかという状況の中で、今、あの狭い住宅地の中で36基ですかね、の発電機が最終的には稼働するというような、これは住宅地にこういうものがそんなに集中していいかというような事態が進んでおりまして、これが新たな問題として住民の不安を高めております。そういう状況に対応しまして、いわゆるこれまで要綱で対応してきたものが、条例化するという形で法的拘束力を持たせる、そういう前進もあるわけでございますが、まず、この要綱と条例との関係についてお伺いをしたいわけでありまして。

この小倉地区での温泉発電の申請数、そして事前協議が済んだところと協議途中の件数は、どれくらいあるでしょうか。そして、既に事前相談の回答書を市が出している案件、そのことと条例との関係というのはどういう関係にあるか。まずここからお答え願いたいと思います。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

小倉地区の事前相談の申し込み件数は23件でございます。相談済みは17件、それから相談途中は6件というような状況になっております。

それから、このたびの条例につきましては、経過措置を設けております。それは、新エネ要綱の手續中のうちで工事着工に至っている案件に関しましては、市所管の手續は全て完了しているものとみなしまして、引き続き新エネ要綱の手續に従って進めていただくこととなります。

一方、工事が着工していない案件で、市所管手續が全て完了していないものにつきましては、今回の条例に従って進めていただくことになりまして、市が完了を確認して承認を行った後に工事着工していただくというような状況になります。

○17番（平野文活君） 5月1日が施行日というふうに聞いております、条例の。そして、その条例の第5条で、工事着工前に事前協議を済ませてくださいと。その事前協議が完了しないまま工事をするということは許されない、こういう条例になっているわけですね。今の経過措置ということで言いますと、とにかく、では5月1日までに着工をとにかくやっ
てしまえというような形でこの条例の適用を免れようとする、そういうようなことが、そういう動きがあれば、それはまたそういうことを危惧しております。

そもそも要綱の段階でも事前相談という条項がありまして、その際、事前相談の際に地元説明会の報告書を添付する、こういう条件がついておりました。ところが、実際は突然何かの工事が始まったと。住民の皆さんが、何ができるのだろうと不安を持っているいろいろ聞いてみても、ちゃんと答えてくれないというようなことがありまして、あるいは、もう住民説明会もしないまま工事を着工している、こういう事例もあるし、また、市がその事前相談をした上で回答書というのを業者に出すのですが、その回答書も待たないまま着工する、こういうふうな事例がずっと相次いで起きました。こういうことが続いて、住民の皆さんが不信や不安を持っているというのが、現状であります。条例ができたということは、非常にいいことではあります、ぜひ厳格に適用していただきたいなというふうに思います。

そこで、この導入事業者による住民説明会について、導入事業者とはどういう方々かというところを質問したいと思います。条例では、導入事業者とは、温泉発電等を導入しようとしているものと規定をしております。小倉地区においては、この導入事業者というのは何社ありますか。どういう企業でしょうか。把握しておればお答えください。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

現時点におきまして、事前相談の申し込みがございました小倉地区の導入事業者は、全部で19社でございます。そのほとんどが、関東圏に本社のある企業と理解しております。

○17番（平野文活君） 各区画にいろいろな看板が立っておりまして、私は勉強不足であります、ほとんど聞いたことのないような横文字の会社がずらっと並んでおります。いわゆる太陽光発電を始めた会社が地熱発電に目を向けたとか、あるいは投資会社が入っているとか、さまざまな形で関東圏あるいは関西圏の企業が、あの狭い団地の中に集中して投資をしようとしております。一言で言ったら県外資本が、別府の温泉資源を使ってお金もうけをしようというような状況が、今生まれているのではないかというふうに思うわけ
あります。

ところが、その導入事業者とは、そういう19社あるということなのですが、小倉地区のこれまで開かれた住民説明会には、ほとんどこの導入事業者は顔を出しておりません。そういう要綱の段階でもその導入事業者というのは、今説明があった企業だと思うのですよ。そういう企業が説明を直接はしていないような状況ですから、これは、この条例施行後は説明会をやり直す必要があるのではないかというふうに私は思うのですが、いかが
でしょう。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

このたびの条例では、いわゆるコンサルティング業務をする事業者のみの地元説明会の開催は認めておりません。導入事業者とは、最終的な管理責任を行うもの、つまり設備所有者、またはその予定者とし、その者が主催して地元説明会を開くものとしております。しかしながら、この小倉地区で地元説明会が完了し、工事着工に至っている案件につきましては、新エネ要綱の適用を受けた形でございますので、条例の遡及適用は難しいもの
というふうに考えております。

○17番（平野文活君） 私は、条例が適用されるようになった5月1日以降は、今言われたように厳格にここが実行されると思うのですがけれども、もう既に、いわゆる要綱だから法

的拘束力はないのだと言わんばかりの対応をしているわけで、私は、遡及は困難だというふうないわば法解釈的な対応にとどまらないで、今の要綱の段階でも市がそういう直接こうした業者を呼んで説明を受けるというぐらいなことはやるべきではないか、市として聞き取りをするというようなこともやるべきではないかと思うのであります。

例えば、こういうことが起こっている。ある東京の業者が、7区画で発電をしようといって、7区画を買った。そこでいろいろ予定していたのが、途中でやめて撤退して、他社に転売をしたというようなことが起こりました。その理由をこの会社のホームページではこう書いてあります。「当社で計画していた収益を確保することが困難となる可能性がある」と判断している」というふうなことを書いてあります。つまり、こういう企業は、もうかるか、もうからぬかがあれであって、不都合があればすぐ撤退する、あるいは転売する。こういうことを平気でやるわけでありますね。この企業が、事前相談の書類を出しておるわけでありますが、途中でこういう形で撤退した、そして、あとどこかの会社が受けた。こういう場合、きちんとそれこそ事前相談をやり直す、あるいは住民説明会をやり直す。そんなことは当然行われていいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

さまざまなケースによりまして、導入事業者が変更になることが予想されます。その場合には、誓約書等の提出のほか、内容によりましては手続等、これをやり直していただく可能性もあろうかというふうに考えております。

○17番（平野文活君） 私は、5月1日を待たずして、どうしてもいろいろ市が動いてほしいと思うのですけれども、この条例の精神で動いてほしいと思うのですが、それを本当に痛切に感じた経験がありました。この19社の中で1社だけ、住民の皆さんと膝を交えて話し合いをします、意見も聞きます、説明もします、そういう企業があるのですよ。そういう機会があつて私も同席をさせていただいたのですね。一生懸命騒音の問題や何かの問題がありますので、その改善をしてくれているのですが、その際、その企業の関係者がこう言ったのですね。もう既に発電機が基礎の上に据えられて稼働している。今から考えたら、その基礎の上に防振材というか、私も初めて聞いたのですが、振動を和らげる素材なのだそうですね、そういうものを置いて、その上に発電機を据える、こういう措置をとったほうがよかったなど。あるいは、発電機の内側、箱がありますけれども、その内側にきちんと吸音材というのですかね、そういうものを張りつけるというか。そういうふうな技術的な反省点があるというふうなことをおっしゃってございました。そういうことを考えますと、今、次々と19社が造成をし、基礎工事をやって、そして発電機を据えようとしているわけですね。そういう先行事例の教訓を踏まえたら、別府市行政が、その1つずつの企業に対してこういう防振材を入れてくださいとか、吸音材をちゃんと入れてくださいとか、そういうことを具体的に要請するとか、ぜひともそれをやらせよう。そうでなければ、済んでしまつて条例が適用されたとして、その36基が全部動き出して、一つ一つの発電機は、いわゆる騒音の基準をクリアしたかもしれぬけれども、地域全体として大変な住環境の悪化になるというようなことがあり得るわけですから、ですから、今早くやらなければ手おくれになるというような技術的な問題もあると思うのですよ。そういうことを含めて、この条例を適用する前でもそのような企業との個別の折衝、私は、直接今でも住民説明会、そういう19社の企業が全部やり直すべきだと思いますけれども、それができない場合でも、市としてはそういうような手だてを講ずべきではないかなと思うのですが、いかがですか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、5月1日から施行に移る予定にしております。この間、条例の趣旨あたりに関しましては、事業者の方々で説明する機会を持たなければいけないというふうな考えでござ

います。

また、当然現行の新エネ要綱の運用につきましては、厳格な形でやらなければいけない。その中で御質問がありましたような先行事例あたりがあれば、きちっとこれは皆さんのほうにお伝えして、いい方向に進めていきたいというふうな考えでございます。

- 17番（平野文活君） 今の答弁、非常にゆっくりしたふうに聞こえるのですよ。その現地の住民の立場に立ったら、日々工事が進んでいるわけですね。基礎工事ができたら、いつ発電機が据えられるようになるかわからぬという状況ですね。据えられてしまってからでは、ある企業の人の言葉を言いましたけれども、そういう反省をしても、もうできないのですよ、その改善が。土台から作りかえるというのは、もう無理なのですよ。そういう意味で今できることなのですね、これは。一つ一つの企業にそういうことをぜひ伝えて、後で「しまった」ということにならないようにしていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

それから、騒音の問題なのですが、今言うその発電機から出る音は、環境課が対応して測定したり、いろんなことをしているわけですね。当然その基準をクリアしてもらわなければならぬと思います。そういう指導も個別の企業に対してやっていただいているというふうに思いますけれども、今問題になっているのは、泉源ですね、泉源の音の改善が、長い間かかってできないという今状況が生まれているわけです。ここを、このもとをきちんとしなければ、いわゆる騒音問題というのは解決しないのですよね。ぜひこの泉源から出る音の改善、これについてはどのように対応しておりますか。

- 次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

泉源の騒音につきましては、従来からあります別府市環境保全条例に基づき対応を行うこととなります。現在、同地区の発電設備に熱源、噴気を供給している泉源があり、この泉源について近隣の住民の方から、噴気及び騒音のことで相談をいただいているところでございます。

なお、この泉源は、昨年2月に噴気の処理、騒音等の対策について、大分県とともに改善の指導を行い、気水分離器、サイレンサー、貯湯タンクが設置されたものでありますが、今なお改善に至っていない状況でございます。これについて、去る平成28年2月12日に現地に出向き、状況の確認を行うとともに、泉源所有者に対策について聞き取りを行ったところ、敷地内の発電設備の気水分離器等について、過去3回の改善を行い、現在4回目の対策工事の発注をしている状況であり、これが完了すれば噴気漏出が減少するということであり、また、現在建設中の発電設備に順次噴気を接続していくことで、発電設備の稼働が開始されれば、噴気騒音が改善されるとのことでありました。今後、注意深く現地確認等を行ってまいりたいと思っております。

- 17番（平野文活君） この問題も、前の議会でも詳しくお願いしました。新規掘削で発電用の井戸を掘ったわけで、そして大量の蒸気、熱水が出ているわけでありましたが、この泉源の掘削が成功した途端に、大変な噴気公害、あるいは熱水を側溝に流して、いわゆる水利権者から抗議を受けるなど、さまざまな問題が起こりまして、そして、今説明があったように、県と市が法に基づく立入調査、あるいは改善命令のような、そういう措置を繰り返して行いましたね。そして、ようやく気水分離器とか、そういったものができたわけですが、その都度その都度、この工事をやったら、この問題解決しますと、これをやったら解決しますとあって、3回工事をやるけれども、まだ改善していない、こういう状況でしょう。今、4回目の工事をやっているというのですけれども、本当にこの泉源の音が環境基準をクリアするところまで改善させる責任というのは、これはやっぱり行政にあると思うのですよ。ですから、本当にきちんと最後までやっていただきたいと思っておりますね。

そういう1本目の問題がまだ改善をされていないその中で、もう2本目の泉源が掘削を

されました。その噴気公害とか熱水の放出とか、そういうことが起こらないようにという条件つきで県が許可したと聞いておりますが、これまた同じようなことになりかねないですよ。あるいは気水分離器に至っては、古い気水分離器を使っている場所もありますよね。これなんか、私も行きましたけれども、轟音を立てておりますよね。そういう泉源にかかわる音というのは、大問題に現在はなっているのですよ。これを、このもとを解決しないまま、発電機から出る音だけに注目していたのでは、問題の大もとが解決しません。その泉源の騒音の解決、これは本当に力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

次に、平成 28 年度には資源量調査をすると。これは小倉地区だけの問題ではなくて、別府市全体の温泉が枯渇してしまったのでは、元も子もないという立場からやるのでしょうかけれども、これはどういう調査なのか説明していただきたいと思います。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

来年度でございます、別府市地域新エネルギービジョンに基づく新エネルギー導入プロジェクトといたしまして、過剰な温泉発電の開発抑制を目的にいたしまして、泉源の現況調査を行いたいと考えております。これは、環境省の補助事業を活用する予定でございます。採択を受けましたら補正対応というようなことになろうかと思っております。平成 28 年度中に調査結果をまとめまして、今回の条例に反映させたいというふうな考えでございます。

○17 番（平野文活君） 先ほど温泉課長にもう 1 つ質問をしたいと思っておったのですが、この泉源の調査ともかかわるのですけれども、今 2 本目が掘られているのですね。全体の 36 基を動かすのにもう 1 本要るのではないかと、3 本目が計画されておるのではないかとというようなことも、ちょっと漏れ聞くのですが、そこはどうでしょう。

○次長兼温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

3 本目の温泉掘削につきましては、今のところ確認ができておりません。

○17 番（平野文活君） これは申請が出て、県が立入調査といいますか、事前の調査をする、その際に市に声がかかる。ですから、そこに至らなければ市には情報が入ってこないということでもありますので、これもちょっと要警戒なわけです。この新規掘削をこうやってどんどんやっていくと、今、鉄輪地区なんかでは、そういうことはできませんね。このエリアは、それができるエリアとして許されているわけではありますが、資源量調査で別府の地下の状態を推測して、これ以上の新規掘削はだめと、あるいは保護地域をさらに拡大するというふうなこともあり得るわけですよ。そうした、これは結果を受けて見なければわかりませんが、その調査の結果ね。この条例より厳しくするということもあり得ると思うのですが、いかがですか。

○生活環境部長（釜堀秀樹君） お答えします。

今回、条例に盛り込めませんでした温泉資源、自然保護や環境保全の観点からのエリア規制等につきましては、今後の検討課題だというふうに認識しております。

別府の地熱の現状としましては、まだ科学的見地が、知見がまだ不足しておりますので、まずは鶴見岳、伽藍岳、今後 2 つの熱源を中心とした資源量調査が急務と考えております。この調査結果を踏まえた上で抑制地域等の指定の検討に入らないといけないというふうに考えております。

○17 番（平野文活君） いろんなことが、ちょっと後手後手に回っているなというふうな感じもしますので、今できることを、別に法の義務がなくてもやれることもあると思うのですよ。そういった各個別企業に対する指導も、具体的な指示も含めてぜひお願いしたいと思います。

この当地は、第 1 種中高層住宅専用地域、風致地区、鶴見風致第 4 種という指定を受け

ております。言うならば、ここは住宅地ですと、住宅地としての環境を保全しましょうというまちづくりのものだと思うのですが、住宅地にふさわしい環境を維持するというために、こうした開発は規制をするということができないか。建設部としてできることがあるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

議員さん言われるように、小倉地区は第1種中高層専用地域に指定されておまして、主に中高層住宅のための地域であります。現在設置されています施設につきましては、建築物に該当しない工作物でありますので、法的にその制限が及ばない状況となっております。したがって、都市計画の観点から、現行法において新たな立地規制を行うのは難しいというふうに考えております。

○17番（平野文活君） そういう御答弁がよくありますけれども、この角度からの検討もぜひさらに深めていただきたいと思います。

私がこの問題を住民の皆さんから依頼を受けて以来、さまざまな調査もしてまいりました。九州経済産業局とか、あるいは経産省本省にも出向いて現地の事情などを訴えてまいりました。その際、経産局はこういう話をするのですね。「経産局としては、固定価格買取制度の認可をただけであって、この発電機がどういう環境のもとに置かれて稼働するのか、そういう問題は考慮していない」。経産省としてはそういうことなのでしょう。そんなことでは困るのだと言って、ぜひ現地を見てほしいというふうに九州にも本省にもお願いをしたのですよ。その結果、経産局からの調査というのは来たでしょうか。あるいは、市役所にも来ているのではないかと思います。どういう調査をされておりますか。

○次長兼環境課長（松永 徹君） お答えいたします。

ことしの2月15日から16日にかけて、2日間の日程でございますが、経済産業省九州産業保安監督部の職員の方が現地に入りまして、関連事業者の発電施設の立入検査を行っております。検査の内容でございますが、電気事業法に基づく手続の状況や保安管理体制、設備の設置状況、総合測定、こういったものになっております。この検査に環境課の職員も同席をいたしまして、設置状況等の確認を保安監督部の方々と一緒に行いました。

また、立入検査が終わった後に、保安監督部の職員の方々に現状を知っていただくため、周辺の発電所の設置状況を見て回っていただいた次第です。

また、ことしの1月22日には、九州経済産業局の方が2名お見えになりました。小倉地区の現況を確認していただいたところでございます。

○17番（平野文活君） 経産局としては、そういう技術的な問題などが中心だと思うのですね。今動いている1本目の泉源ですね、非常に圧力が強い。そういう点では良好な泉源ということになるのでしょうか。そうすると、その圧力に長期間耐え得る装置がなければならぬ。そういう第1種圧力何とかという基準があるのですね。そういうものに本当にきちんと適合しているかどうか、そういうことも問題になる。もし途中で事故が起こるといふようなことがあってはならないというふうに思いますので、環境課とか温泉課でそれだけの技術的な指導ができるのかどうか分かりませんが、そういう面もぜひ見ていただきたいと思います。

最後に、市長宛てに、あそこ、200軒ぐらいあるのですかね、戸数として。その大半の皆さんが署名をした、署名をつけて市長宛てに陳情もしていると思います。百七十何人かの署名付きであります。前の議会でも私は、ぜひ市長が動いてくれということもお願いした経過がございますが、市長の地元中の地元のことでありますし、ぜひ市長にこの問題でもイニシアチブを発揮してほしいな、こう思うのであります。いかがでしょうか。

○生活環境部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

昨年11月に、地元住民の177名の署名の要望をいただいております。小倉地区の問題

につきましては、市長のほうから、その前からも非常に重大な、深刻な事態だということ
で指示をいただいております。9月には別府市のほうから大分県市長会
を通じて、国のこのエネルギー問題に対する事務手続の整備についてお願いに上がりまし
て、九州市長会、市長会というふうになっている状況でございます。

また、条例につきましても、一日も早くということの指示を受けながら、私ども、して
いるところでございます。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

私も、本当に地元中の地元、生まれ育った場所でございますので、地元住民の方々、ま
た資源量のこともあります。しっかりとこの両方を勘案しながら、正面突破という方法
もありますけれども、私はどちらかと言うとしっかりと、何というか、水面下でお互いが
きっちりとうまくいくように、これは地熱発電自体は、国の方針としては進めるという方
向の中で、法律を守りながら、しかし住環境を守るために、どうやってルールを持ってい
ただくかということをしつかりと、私自身もそこはしっかりと動きます。動きながら今後も
対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○17番（平野文活君） どういうやり方でも結構ですよ、本当に住民の皆さんのために動い
ていただきたいというふうに思います。

時間が少なくなりましたが、3番目の質問、介護保険の問題について質問を続
けさせていただきます。

今回の質問の趣旨といいますか、平成30年から次の第7期計画というのが始まります
よね。また、国のほうも平成30年からは、また介護報酬や医療の報酬の改定、そういう
ことも計画をされているというふうに聞いております。その国会でのいろんな議論を見て
みますと、もう既に国のほうは、その平成30年以降の介護保険計画という、7期計画
以降のことをどうするかということにもう焦点が移っているようですね。例えば、財務省
案としてこういう提案がなされております。今は要支援者が介護保険から外されたわけ
であります。要支援者だけでなく、要介護1、2の人々の生活援助、これは介護保険給付
から外して、原則自費にすべきだ、こういう提案がなされております。

また、厚生労働省も、介護保険は重度者、認知症対策、そういうものに重点化してい
こう、こういう方向も出されております。そういう議論がある中だからこそ、別府市が全国
に先駆けて要支援者を介護保険から外して総合事業に移行した、こうした数少ない実施自
治体として、今、この別府市の1年間をやってきた総合事業の実態というものが、どうい
う状況が生まれているのかをきちんと把握して、問題点があれば国にもやっぱり意見を
言っていくというふうなことをやるべきだというふうに考えて質問をするわけでありま
す。

もともと人口が、これから減っていく、あるいは少子高齢化、こういう中で介護保険制
度の目的というのは、介護が家族任せにするのではなくて、介護を社会化しよう、こうい
う目的で始まりました。高齢になって介護が必要になっても安心できる、こういうために
この制度が始まったわけですね。ですから、高い保険料もある意味では容認しているとい
いますか、いざというときのためということで納得している市民は多いと思います。

それにしても、第6期の保険料は、別府市基準額で5,739円ですが、県平均は5,599円、
全国平均は5,514円ですから、県よりも、全国よりも高い保険料が、今市民にかかってお
ります。市民の所得はどうかというと、もう下から数えたほうが早いというような状況で、
65歳以上の市民の所得は、67%が本人住民税非課税という状況です。つまり3万2,000
人の高齢者のうち2万5,000人は住民税非課税だというような所得しかないわけでありま
す。それでも、いざというときのためにという形で皆さんは払い続けております。

私は、最近こういう相談を受けました。ちょっと介護保険料が払えなくなった、こうい

う相談だったのですけれども、話を聞いてみますと、夫婦で印刷業をされてきたと。旦那さんが非常に真面目な人だったみたいで、税金とかそういう保険料とか、こういうものは絶対滞納してはいかぬと、きちつきちつと払ってきたらしいのですね。ところが、旦那さんが亡くなったのですけれども、奥さんの話だと、その一方、自分の老後のための年金、これをしょっちゅう滞納して亡くなってしまったみたいで、年金ゼロだというわけですよ。年金ゼロになって、蓄えもなくなって、介護保険料を払えなくなった、どうしたらいいかと、こんなふうな相談であります。

ですから、多くの市民は真面目でありまして、市から請求されたら、絶対これは払わなければいかぬと、払ってきた。自分のことよりという、そういう市民としての義務を果たそうとしてきた。その結果、自分が今度は苦しんでいるというような、ちょっともう、何とも返答のできないような状況でありました。

ですから、私は、やっぱりそうやって介護保険料を払ってきた方々の立場に行政がしっかり立って、市ができることはやっていく必要があるというふうに思います。

ちょっともう時間が少なくなりましたので、6期計画の中で、今やっている6期計画の中で訪問介護、つまりヘルパーですね、あるいは通所介護、デイサービス、これを介護保険から外して総合事業に移行する、こういう方針が、別府市は率先して今やったわけですね。その対象者のどの程度が、今この総合事業に移行されているか、まずお聞きしたいと思います。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

総合事業にどの程度移行されているかということでございます。別府市では、対象者は3,000人を少し超えている状況で、要介護認定者、3,000人を少し超えている状況です。そういう中で三十半ば、35%程度の方々が、現在移行している状況となっております。（「答えが違う」と呼ぶ者あり）

○17番（平野文活君） よく聞いてくださいね。総合事業に移行する対象者は、要支援者の中でデイサービスとヘルパーサービスを受けていた人たちですね。私は、約880人対象者がいたと、平成26年度末で聞いております。その全員が、この1年の間に総合事業に移行したというふうに聞いておりますが、間違いありませんか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

3月の末において、そのように完了する予定でございます。

○17番（平野文活君） もう、ほぼ完了するのですね。その総合事業に移行した人たちが、もともと介護保険を受けておった人たちもおるし、また、この1年の間に新規で総合事業の適用を受けている人もおりますから、そういう総合事業に移行した人たちの中で、今までの介護保険の適用と同じサービスを受けている人と、新しく導入されたサービスAというメニューに振り分けられているというふうに聞いております。この最新の資料で介護保険と同じサービスを受けている人と、サービスAという新しいサービスを受けている人、これはどういう状況でしょうかね。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

まずは、サービスAの利用者数です。これが現在279件となっております。全体の32.9%となっております。

それから、サービスAと総合事業という関係なのですけれども、全国一律のサービスという相当サービスというのがありまして、サービスAにつきましては、多様なサービスの提供ということで、別府市が主体となって行っております。

○17番（平野文活君） ちょっと時間がなくなりましたので、ちょっともう先に進みますが、このサービスAというのは、いわゆるヘルパーさんの資格がない人でもこのサービスに参加できますよと、県が行う研修、そういうものを受けたら、このサービスAのサービスの

提供者になれる、こういうものでありますね。そのかわり単価が下がるのですね。ヘルパーで言いますと、1回当たり2,660円だったものが、サービスAになったら1回1,800円になるのですね。単価が32%下がるのですよ。デイサービスも同じように下がります。この要支援に移行した、総合事業に移行した人たちの中で、介護保険当時と同じサービスを受ける人と、サービスAを受ける人と、どういう基準でこれを分けるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

サービスAと相当サービスということの区分けですけれども、これについては、当事者であります介護者、それとあと御家族、それから地域包括支援センターの職員、それから別府市の職員、これらの者と御相談をしながら、話し合いの中で確認をして決めております。

○17番（平野文活君） それだけ単価下がりますから、それを受けた事業所は、今までと、収入が減るのですね。これは当然働く人の人件費にも影響してくるというふうに思います。こうしたデイサービスあるいはホームヘルプサービス、こういうものを中心にした事業所というのが、市内には約120あるというふうに聞いております。介護報酬全体が2.2%下げられた上に、こうした単価の引き下げなどもあるから、こうした120の事業所は、かなり経営が大変ではないかなというちょっと推測をします。全国に先駆けてやった別府市の実態として、この120事業所にきちんとこの1年間の実態を報告してもらって、そういう全事業所調査をやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（池田忠生君） お答えいたします。

調査につきましては、総合事業導入後、導入前、これも含めまして、今後考えていきたいと思っております。

○17番（平野文活君） 冒頭に言いましたように、別府市が先行して、全国に先駆けてこの総合事業への移行を、今はもうほぼ完了しつつあるところでありますので、ぜひその実態は明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、包括支援センターの問題について。

この包括支援センターというのが中心になって、この要支援者のケアプランを作成しているというふうに聞いております。そして、実際包括支援センターの業務の大半は、このケアプランづくりに追われているというふうにも聞いております。ところが本来の業務、この包括支援センターの業務というのは、地域全体を視野に入れて予防や孤独死対策とか、あるいは成年後見制度の普及とか、ボランティアの養成とか、認知症対策など、地域全体を視野に入れた広範囲な業務がある。これが本来の業務なのですよ。ところが、もうケアプランづくりに追われて、この人はサービスAにするか、この人はどうするかというようなこともそこでやるのでしょうか、そういうことに追われて、その本来の業務ができないというふうに私は理解しております。

その1つの要因が、経営が各特定の社会福祉法人に所属しているわけですね、別府市がそこに委託しているという形になります。その所属がそういうことでありますから、当然採算とか利益を上げるとか、そういうことも職員の背景とか、圧力になって仕事をせざるを得ないというような状況にある。委託されていない大半の事業所からすれば、特定の法人に利用者を囲い込んでいるというような批判もまた一方ではあるわけですよ。ですから、この包括支援センターは、市が直営をして本来の業務をきちっとできるようにすべきだと、私は今までも主張してまいりました。検討していただけないかと思っております。

最後に、国会で言われたことですが、この介護保険制度の創設にかかわった厚生労働省の初代老健局長を務めた堤修三さんが、業界紙の中でこういうことを書いているというふうに聞きました。「給付は、被保険者との約束で、国がそれをほごにしてしまつては、保険料を納める意欲が減退する一方だ。言い過ぎかもしれないけれども、団塊以降の世代に

とって介護保険は国家的詐欺となりつつあるように思えてならない」、こんなことを言っているようでございます。

○副議長（野上泰生君） 平野議員、平野議員。時間になりました。

○18番（松川峰生君） 平野さん、お疲れさまでした。論客であって、明るく優しい平野議員の後、なかなかやりにくいのですね。お互いに18年間隣にいますけれども、先般の予算特別委員会ときょう、続けてというのは初めてですね。ありがとうございます。あなたのおかげです。（笑声）これからもぜひ、今後とも長くよろしくお願ひしたいと思います。早速ですが、質問の通告どおりさせていただきます。

まず、今回、組み体操の現状ということで通告を出しております。

さて、子どもたち、あるいは生徒の1年間の最大のイベントであります体育大会、これはもちろん生徒、保護者、地域の方を巻き込んだ最大のお祭りでありますし、多くの方たちの期待を背負っての1年間の大イベントであります。

そこで、中でもこの組み体操は、その運動会の昔から花であります。私たちが中学校のころは、今はいつ消えたかわかりませんが、まず棒倒しがありました。それから騎馬戦がありました。もちろんこの組み体操がありました。今は、騎馬戦、組み体操はありますけれども、棒倒しがなくなって、恐らく私のこの3列目以降の諸先輩、あるいは同期の議員の皆さんは経験があったのではないかなというふうに思っております。大変当時練習も厳しくて、上級生から厳しい指導を受けた覚えもあります。

こういうことになりまして、今回、ピラミッドとタワーが大きな事故を起こしているという報道がなされました。また、こういう組み体操で一番意義あるものはやはり達成感、それから団結力を育む、そして充実する、そしてまた練習の間、また友達同士、それぞれが隣の人と一緒に力を合わせて成り立つ、1つの大きな組み体操であります。

そこで、今回、この別府市のピラミッド、あるいはタワーの状況はどうなのか教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

平成27年度の状況は、組み体操を実施したのは、小学校では15校のうち14校で、中学校は8校のうち2校でございます。

なお、ピラミッドの実施校は、小学校13校、中学校2校です。タワーの実施校は、小学校10校、中学校1校です。

○18番（松川峰生君） 今お聞きしましたら、全ての学校で私は実施しているかなと思いましたが、それぞれ小学校も中学校も、実施している学校と、実施していない学校があります。

ところで、まず実施していない学校についてお伺いしますが、伝統的にやっていないのか、あるいは近年やめたのか、それとも、もう以前から何か理由があってやめたのか。わかる範囲で結構ですから、お答えください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

調査をかけまして、平成24年度から3年間の調査をした中で、今回実施していた学校と実施していなかった学校は、この3年間の間では変わってございません。ただ、いろんな先生方に話を聞いた中で、やはり安全面について、組み体操は危険で悪いということではございません、という意見が多かったです。ただ、安全面での配慮、特に指導ということで、現在きちんと指導できる先生方が少なくなっているというのが現状でございます。中学校は、5月の体育大会を今実施していますので、期間が大変短うございます。それで非常に基本的な行動ができにくいということも考えられるというように、校長先生方が言っています。

ただ、今までは大きな危険を顧みずにやってきたということが、やはり大きな問題では

ないかというような校長先生方の意見もあります。ただ高さ、危険度だけで競争するのではなくて、見ばえとか、高さは低くても見ばえとか、そういうのも普通ではないかというようなことも言っている校長先生方もいました。

○18番（松川峰生君）そこで、この二、三年の市内の事故件数と事故内容についてお答えください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君）お答えいたします。

平成25年度から27年度の3年間では、事故原因は、主にバランスを崩して落下することによる負傷で、腓骨骨折が1件、靭帯損傷が1件、打撲、捻挫が、病院受診の有無に程度之差はありますけれども、複数発生しています。

○18番（松川峰生君）今お聞きしましたら、他市に比べたらそれほど大きな事故が、聞きますと、その中では少ないような気がいたします。大変いいことだと思います。

昨年9月に大阪府八尾市の中学校で、これはニュースにも出たのですけれども、生徒157名による10段ピラミッドが崩れ、骨折を含め6名が負傷、この中学校では過去10年間で計20名が骨折し、安全対策が不十分だというふうに報道されています。全国の小中学校でも、組み体操の事故は、統計がある2011年以降8,000件を超えております。命に危険が及びかねない事故も80件を超えています。

そこで、別府市のピラミッドとタワーの高さの現状を教えてください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君）お答えいたします。

ピラミッドにつきましては、5段が、小学校が5校、4段が小学校1校、3段が小学校7校、中学校では、7段が1校、そして3段が1校です。

タワーにつきましては、3段をつくっている小学校が8校、2段が2校、中学校は、3段が1校でございます。

○18番（松川峰生君）そのタワーに、高さの制限があるのかどうかお答えください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君）お答えいたします。

現在、高さの制限を設けている学校はありませんが、毎年見直しにより高さが低くなる傾向でございます。

○18番（松川峰生君）大阪府の教育委員会が、昨年9月に、今まで高かった段を危ないということで下げて、ピラミッド5段、タワーを3段までと規制をしたのですけれども、それでも事故が減らなくて、来年、つまり平成28年度から全面禁止をするというような、大変な状態が今起きております。多分楽しみにしている子どもたちは、とても残念ではないかなというふうに思っていますけれども、やはりそれぞれの事情でその教育委員会が決められたことだと思いますけれども、中には愛知県教育委員会では、県内の公立学校にピラミッド5段、タワーは3段との上限を決めて実施するというふうに書いていますけれども、別府市においては、来年度からこのピラミッド、タワーの実施についてどのように考えているのかお答えください。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君）お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、大阪府教育委員会が、来年度よりピラミッドを全面、タワーも含めてですが、全面禁止をするということを受けまして、市としても、先日開催しました校長会議の中で議題としても上げています。

実は今年度中には文部科学省から来年度の組み体操の指針が出る予定なので、それを受けて、重大な事故が発生しないように安全性等に配慮した指針を、市の教育委員会も出すように考えています。

○18番（松川峰生君）学校指導要領の記載に、このようにありますね。文部科学省によると、昭和20年から40年代までは組み体操などの記載があり、3段ピラミッドなどの組み方が図解で紹介されている。だが、小学校は1953年、昭和28年、中学校は69年、昭和44年、

高校は60年、同35年の改定で姿を消した。削除の理由を示す資料は、現在省内には残っていないという記事を拝見させていただきました。ということは、それぞれの学校の校長の判断でこのピラミッドの高さは、あるいはタワーもやっていくことになるかと思えますけれども、一概にそれぞれの地域がばらばらということであってはいけないと思うので、今後、教育委員会においてもある程度の指針を考えていかなければいけないのではないかな、そのように思っています。

また、馳文科大臣は、先ほども御答弁がありましたけれども、今年度中に組み体操の方針を、指針を示すということは、もうすぐ決めるのではないかなと思っています。その中で、事故の形態を詳しく調べ、スポーツ医学専門家に安全に実施できる方法を具体的に示すべきだというふうにも言っています。確かにこの種目、危険な種目だと思いますけれども、安易に取りやめるということではなく、まずはけがを招かないようにルールを工夫していくことが肝要ではないかな、そのように思っております。

そこで、平成25年からこの3年間で運動会におけるピラミッド、タワー事故で日本スポーツ振興センターにより医療費の支払いを受けた件数が、別府市ではどのくらいありますか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

この3年間でピラミッド、タワーに限れば、6件が医療費支払い対象となっています。それ以外の組み体操の練習で補助倒立などでも肩や腕、手首の捻挫、倒立する相手の足を取り損ねての指骨折など、思わぬところでけがが発生し、支払い対象となっているものもあります。

○18番（松川峰生君） 日本スポーツ振興センターによりますと、2014年度に災害共済給付を支給した小中学校の組み体操の事故は、日本で8,592件。別府市は今聞きますと、大変少ない状況にあります。大変いいことだと思います。内訳は、小学校で6,289件、中学校で1,885件、高校で418件。負傷の種類別では、約25%が骨折と報告されています。中には14年度は頸椎損傷も3件あったという報告もなされていますので、やっぱりたくさん子どもたちがけがをされているのだなという、やっぱり学校も保護者も、皆さん心配されているところではないかと思えます。

そこで、なぜ、昔も私の経験上では、けがや小さなことがあった記憶はあるのですけれども、これだけ大きなけがをするのか。1つは、ピラミッドの高さを競うところに問題があるかと思うのです。しかしながら、先ほど課長の答弁では、別府市ではそれを競うというようなことはないようですので、その辺のところは安心いたしました。

そこで、それ以上に子どもたちの身体能力が低下しているのではないかなというふうに思います。それは、先ほど課長の答弁にありましたように、運動会、体育大会に臨む間の時間が短い。昔はもっと練習した。それから、僕の記憶では、授業が終わったら放課後にもどうも練習したような記憶があるのですね。そのような中で練習量の不足、それから、やはりモータリゼーション。学校に行くのにもどこにも車、車。私たちのときは歩いて、日ごろから自然のうちに身体能力を高めたような気がしますけれども、その辺について学校教育委員会はどのようなお考えですか。

○スポーツ健康課長（溝部敏郎君） お答えいたします。

議員おっしゃったように、以前の子どもに比べて全体的に体力が低下しているのは事実だと思います。しかし、スポーツクラブや部活動を真剣にしている子どもがいるのも事実でございます。全体的にやはり外遊びをする子どもが減少しているというところが、大きな要因だと考えています。

教育委員会としても、そのような実態、状況を捉えまして、学校生活の中で可能な限り子どもたちの身体能力を高めるために、数年前から取り組んでいます「1校1実践」とい

うものがあります。これを今後とも推進していきたいと考えております。

- 18番（松川峰生君） 少なくともこの体育大会、運動会に限っては、安全を全て重視しますと、例えば全ての競技にも当てはまるのではないかなと思います。私も、恐らく多くの議員もそれぞれの中学、あるいは小学校の運動会に参加させてもらっています。特にバトンを渡してリレーという種目がありますね。あのときにこける姿も幾度か見ますけれども、その中でけがをした子どもは見かけたことがないのですけれども、そういう面でもやっぱりそれを言ってしまうと、全ての競技にも配慮しないといけない。ただし、安全を担保することは、私は一番の責務だと思います。それをしっかりと担保しながら子どもたちに事故が起きないような楽しい運動会、体育大会になることを望んで、この項の質問を終わります。ぜひ、事故のないように取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。次は、水道行政について伺いさせていただきたいと思います。

私たちは日常生活の中、自然の中に蛇口を開けば水が出てきます。そのありがたみ、恩恵というのは、マンネリ化してなかなか感じることはないのですけれども、しかし、今回この質問を上げた中には、今全国各地で水道管の水漏れが大きな問題となっております。原因はもうはっきりして、水道管の老朽化と思うし、それを直すために大きな費用がかかります。これは、人口減少の影響でももちろん水道料金も減収、そして更新費用の確保が厳しくなっています。耐用年数を超えて限界に近づいている自治体も増加していると思いますが、そこで、別府市の漏水の現状について伺いたいと思います。

- 水道局配水課長（速水 孝君） お答えいたします。

漏水の現状につきましては、まず初めに、配水量は、有効水量と無効水量に区分されます。そのうち漏水が無効水量となりますが、この無効水量の内訳は、配水管や水道メーターの上流部、これは公道側でございますけれども、その給水管からの漏水、管の破裂に伴う、修繕した料金の減額の水量、及び水道施設の損傷などにより無効となった水量、また、いまだ発見されていない地下道水などの不明水量でございます。

平成26年度決算における漏水量につきましては、上水道、簡易水道合わせて水道管のうち給水管の破裂修繕等により減額の対象となった水量が627件で、7万281立方メートルでございます。また、送水管や配水管、そしてメーターの上流部の給水管からの漏水量が689件で57万240立方メートルでございます。地下での漏水などの不明水量等が123万1,948立方メートルとなっており、総水量は年間で187万2,469立方メートルとなっております。

- 18番（松川峰生君） お聞きしましたら、大変な量が無駄になっているというのですかね、もったいないといえますか、これを何とか是正していかなくてはならない、そのように感じておりますし、水道局には今後取り組んでおられる、そのように思います。

そこで、この水道管の水漏れで水道水が無駄になる、つまり無効率が20%を超えている自治体もたくさんあると聞き及んでおります。日本水道協会の水道統計で、2012年度の全国1,496企業体の約16%の236の企業体が、老朽化した水道管の更新が厳しいものになっている。つまり20%を超えているという状況があるというふうに報告されています。

そこで、近々の別府市の無効率がどの程度か、また、全国、県下と比較した場合はどの程度か、お答えください。

- 水道局配水課長（速水 孝君） お答えいたします。

決算、ここ3年間の決算の数値でございます。平成24年度につきましては、無効率が10.43%、平成25年度は10.78%、平成26年度は11.75%でございます。また、全国、県内との比較でございますが、これは平成25年度での水道統計データにもとづきますと、全国平均での無効率は7.08%、大分県内平均の無効率は10.63%であり、別府市は10.78%

でありますので、無効率が全国、県内平均よりも若干高くなっているという状況でございます。

- 18番(松川峰生君) 順次、今水道局におかれましても、この無効率の低下に向けて努力していただいていると思います。今後ともさらなる努力をお願いしたいと思います。

また、市内に設置されています導水管、配水管、水道管の総延長は、今現在どのくらいでしょうか。

- 水道局工務課長(佐藤順也君) お答えいたします。

平成26年度の決算における導水管の延長は8,575メートル、送水管は3万1,784メートル、配水管は49万9,890メートルで、水道管の総延長は54万249メートルでございます。

- 18番(松川峰生君) 54万、ここから福岡まで行って帰って、もう一度行くぐらいな距離が、別府の中に敷かれているというすごい距離だと思います。

そこで、この水道管の法定耐用年数は何年なのかお答えください。

- 水道局工務課長(佐藤順也君) お答えいたします。

耐用年数につきましては、地方公営企業法の施行規則に規定されており、導水管、送水管及び配水管といった水道管資産の減価償却に用いる法定耐用年数は、40年となっております。

- 18番(松川峰生君) 課長、1つお聞きします。後ほども出てくるのですけれども、この耐用年数40年というのは、今も昔も変わっていないのでしょうか。そこだけお答えください。

- 水道局工務課長(佐藤順也君) 耐用年数は、以前より40年で変わっておりません。

- 18番(松川峰生君) 別府市は、温泉湧出量日本一という温泉文化都市であります。特に他市にはない、地中にこの基幹の温泉管が埋蔵されていると思いますが、この温泉管が水道管に与える影響、及ぼす影響があるのかどうか、またそれについてどのような対策をしているのか、お答えください。

- 水道局工務課長(佐藤順也君) お答えいたします。

温泉管と並列して布設されている水道管は、温泉管の熱、または漏水した温泉水などの影響で、水道管や接合ボルトなどが腐食を生じ、耐用年数が低下した事例もあります。そこで、それらの影響が考えられる路線については、布設時に温泉管と最大限距離をとって埋設し、また外面保護のため発泡スチロール製の保温筒やポリスリーブを用いて、影響が最小限になるように努めております。

- 18番(松川峰生君) 今お聞きしましたら、少なくとも影響があるというお話であります。やはりこの温泉、硫黄の関係で物をさびさせるという状況が、別に水道管でなくて、ある一定の地域に聞きますと、テレビとか車とか、そういうものもよその地域よりもやはり温泉が近いと早くさびるという話も聞いたような気がいたします。ぜひ今お答えいただきましたような取り組みも、他市にないような取り組みだと思っておりますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいな、そのように思います。

そこで、現在、法定年数を超えている配水管の延長はどのくらいあるのか、また、超過した配水管は、全国各地でどのくらいあるのか、お答えください。

- 水道局工務課長(佐藤順也君) お答えいたします。

平成26年度決算におけます配水管の総延長は、先ほど述べましたとおり49万9,890メートルで、そのうち法定耐用年数40年を超過した配水管の延長は19万3,573メートルで、率にして38.7%であります。全国との比較でございますが、厚生労働省より公表されているものは、平成25年度の導水管、送水管及び配水管といった水道管全体の経年化率で、全国平均は10.5%であります。別府市が38.7%でありますので、1年度のずれ、また対象の違いは若干ありますが、全国の約3.5倍となっております。

○18番（松川峰生君） 今、お答えで全国よりいろんな事情がありまして、3.5倍という大変別府市が高くなっておるようでありまして。これはいろんな事情もあったかと、そのように思いますけれども、問題は、水道管の耐震化、今言われています。全国の平均が36%というふうに聞いていますが、この耐震化の現状は、まずどのようになっておるのか、また、全国と比べてどのようになっているのか、お答えください。

○水道局工務課長（佐藤順也君） お答えいたします。

平成26年度決算におけます厚生労働省より耐震化の促進が推奨されている基幹管路と言われる導水管、送水管及び配水本管の耐震適合率は40.5%であります。全国との比較でございますが、厚生労働省より発表されています基幹管路の平成26年度の全国平均は36%、大分県の平均が34.4%であります。別府市は40.5%でありますので、全国及び大分平均より基幹管路の耐震化は進んでおります。

○18番（松川峰生君） 今お聞きしましたら、全国平均、別府市が少し高いかな、大分県より少し高いかなというような状況だとお答えいただきました。

後ほど、最後にお聞きしますけれども、次に、今入っている水道管、長く使われている分も順次取りかえていく、そのように思っていますけれども、そのたびに新しい水道管ができていますかと思っておりますけれども、財政について、現状はどのようになっているのかお答えいただければと思います。

○水道局工務課長（佐藤順也君） 現在、埋設に使っている水道管でございますけれども、昭和40年から採用しているダクタイル鋳鉄管は、強度的にすぐれ、内外面の変化も少なく、それと平成元年から採用している耐震継手ダクタイル鋳鉄管、及び平成18年から採用しています水道配水用ポリエチレン管は、耐震性にもすぐれているため、先ほど述べました法定耐用年数40年を超える使用が実質的には可能と考えております。また、100年間の使用が可能であると言われる高機能のダクタイル鋳鉄管も開発され、今年度、試験的に採用している状況であります。

○18番（松川峰生君） 耐用年数は40年ということですが、今お聞きしましたら、材質の技術の向上で100年間使用できる水道管もできています、実際はそれも採用している状況だとあります。これが、順次これから入れかえていきますと、こういう40年という法定がありまして、100年まで延びると、その間のやはり維持につきましても、随分削減されてくるのではないかなというふうに読むことができると思います。

そこで、この耐用年数を越えた配水管の布設費用は、現在どのくらいかかるのか、また、水道局として、この無効率を下げるのにどのような対策を講じているのか、お答えください。

○水道局工務課長（佐藤順也君） お答えいたします。

法定耐用年数を超過した配水管が、平成26年度決算において約193.5キロメートルございます。これを全て布設がえしますと概算で116億円と試算され、多額の事業費を必要としますので、水道局といたしましては、特に修繕履歴のある路線や老朽化の著しい管種などの漏水多発地域について優先的に更新、布設がえを行うこと、また、漏水の早期発見を容易にするため、災害にも有効な配水ブロックの構築を行うことなどの対策を講じて、無効率を下げたいと考えております。

○18番（松川峰生君） 市長部局も今、公共施設マネジメントですごくお金がかかるという報告がされておりました。もちろん今、水道局もこの193.5キロを取りかえるために116億円というものすごい、莫大な費用がかかるというふうな状況ということをお聞きしました。大変な金額でありますけれども、これをやらなくてはいけない状況だと思うのです。ただ、今、水道局のほうで努力されて、これもやはりやっていくというふうにお聞きいたしました。

そこで、一番大事なその予算の確保ができるのかどうか心配でありますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○水道局次長兼管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

収支状況を見ますと、年々料金収入の減少傾向により厳しい収支状況となっておりますが、引き続き継続して経営の健全化を進め、財源の確保に努めていかなければならないと考えております。

予算の確保につきましては、現在、向こう 15 年の基本計画を平成 28 年度内に作成することとしております。この基本計画の中では、老朽管の更新や施設の耐震化などの投資的な経費の試算と収支見通しなどによる財源の試算を行い、双方の均衡を図りながら収支計画を作成することとしております。この収支計画での投資的財源は、自己財源を基本としておりますが、収支見通しを精査する中で、財源の確保として企業債の増額などを検討し、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○18 番（松川峰生君） 先ほど言いましたように、これからすごい、市長部局も水道局も大変な財源が要ります。今、特に企業ですから、自己責任の中でこれを取り組んでいくという力強い答弁がございましたけれども、必ずややはりやるしかないので、しっかりと今後とも行革を進めながらこの財源確保に取り組んでいただきたいと思います。

次に、寒波についてお伺いしたいと思います。

さて、1 月下旬に襲った県下の寒波、大変大きな被害を県下各地にもたらしました。杵築市では 1 月 26 日、報道ですけれども、自衛隊別府駐屯地に災害派遣があったということで、自衛隊さんのほうで杵築市に給水車が出たという報道もなされておりましたけれども、別府市の現状はどうであったのかお答えください。

○水道局配水課長（速水 孝君） お答えいたします。

寒波の被害状況でございます。平成 28 年 1 月 24 日の寒波により、まず水道局へ、給水管が破裂し漏水している、または給水管が凍って水が出ないなどの問い合わせが、2 月 1 日現在で 1,103 件ございました。また、給水区域のうち扇山、朝日地区などの比較的高地区につきましては、宅地内の給水管の破裂により配水池の水位が著しく低下したため、給水制限または断水の準備体制を整えながら、同時に給水制限、断水を回避するために寒波被害復旧班の設置や、また災害時の協定に基づき管工事協同組合に協力を求め対応いたしました。

主な対応につきましては、1 点目には、漏水量を最低限に防ぐため、まず高地区、扇山、朝日地区などの破裂漏水している箇所を優先的に止水栓バルブどめ作業、漏水調査を行い、漏水量を抑え、配水池の適正な水位の確保に努めました。

2 点目には、給水制限、断水のおそれがある地区には、配水池の水位を最低限確保するため、扇山浄水場のろ過水量を増量し、送水量の調整作業を行いました。

また 3 点目に、給水管が凍って水の出ない各世帯には、給水袋を準備し配布し、大きな施設には給水車を派遣いたしました。このことよって 2 月 1 日には、各配水区の水位が回復したことを確認し、安定した給水が確保できるようになり、給水制限、断水をする事なく、大きな被害には至らなかったというのが現状でございます。

○18 番（松川峰生君） 今、課長からる対応をお聞きいたしました。対応の結果、大きな被害がなかった、大変いいことでありました。

実は私的になりますけれども、私の家もどうも何か、ちょうどこの寒波が終わった後、たまたまですけれども、メーターをはかる担当者の方が来て、ちょうど私が帰ったときなのですけれども、私に、「水をたくさん、ふだんよりも 2 倍半ぐらい使っているのですけれども、どうもないですか」と聞いたので、一応自分なりに、自分のわかる範囲で見たときにどうもなかったのですけれども、私の隣のおじちゃんが、「議員の家の外の管がおか

しいのではないか」と言われたので、見に行ったら、完璧に破裂していました。すぐ直していただいたのでよかったですけれども、この中で……（発言する者あり）そうなので、人に気づいていただきまして、本当に隣近所を大事にすべきだな、自治会にも入るべきだなというふうに思いました。

その後、その検針をする方は女性でしたので、詳しくお話を聞きまして、後ほどまた皆さんに言いますけれども、そこでじっくりとお話を聞いて、その後、私が少し、やや品がなかったのですけれども、「この漏れたものはどうなるのだろう」と言ったら、「水道局に言えば減免できますので」ということで、すぐ行政のほうに。この後は申しません（笑声）。ということで、しっかりとした啓発を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○水道局配水課長（速水 孝君） お答えいたします。

啓発、広報についてだと思います。現状におきましては、水道管の凍結防止対策を市報及び水道局のホームページのほうに掲載させていただいております。また、年に1回ケーブルテレビの協力を得て放映をしていただいております。また、低温が予想される場合は、水道局の広報車にて、これは高地区を中心に事前広報を行っていますが、今後につきましては、事前広報が大切になってくるというふうに思っておりますので、他の関係機関にも協力をさせていただけるのか等を検討して、広報の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。

○18番（松川峰生君） 私自身もこれを契機に、特に野外に出ている水道管の管理を、必ず寒くなる前に一回家を1周回って、そして見て、自分でやらないと、なかなか破けた後は大変なことになるな、そのように思いました。

そこで、先ほども少し触れましたけれども、この寒波で破れた水道管があったために水道料金が上がるということになったときに、減免については、今どのようになっていますか。

○水道局配水課長（速水 孝君） お答えいたします。

寒波による水道管の破裂修繕の減免につきましては、1点目には、別府市水道局指定給水工事業業者さんが減免の申請を持ってきていただく、またはお客様本人から申請していただく減免という申請書に基づいて、過去の使用実績を参考に漏水したと思われる全ての水量を減額させていただいております。また、定例検針員において、通常よりも使用水量が多い御家庭につきましては、先ほども言われましたけれども、寒波に伴う水道料金の減免方法等について個別に説明をさせていただいているところでございます。

○18番（松川峰生君） ぜひですね。恐らくもうそういう状況になった市民の方は、自分でそれを修理する、しない人はいないと思うけれども、修理した時点で業者の方が、今、課長が言ったことを教えていただくのではないかな、そしてまた水道局のほうにお願いして、この減免措置。もし来ましたら、適切に処理をしてあげていただきたいなと思います。私も、早速減免措置の書類を出したいと思っております。

今回、水道局にるる御質問をさせていただきました。私が議員になったときの水道局と今の水道局では、大きくさま変わりをしたなと思います。当時は、この一般質問でも多くの議員が、水道局にいろんな質問、特に平野議員が厳しい質問をしたような記憶もあります。先般、平野議員とお話をしたら、大変行革も進んでいるなというような話も、平野議員がなされていました。

そこで総括として、今回、1月24日のこの全国的な寒波、全国で約53万世帯、県下でも2月2日に約2万8,000世帯に大きな被害があったというふうに報道されています。今回、別府市でも断水が起こったけれども、皆さんが努力されて、今後とも水道局としてこのような事態に適切に対応していただきたいと思っております。また、今回の対応、また各家庭

の、先ほど私が申し上げましたように減免措置、そして反省点について質問しました。

そこで、最後に管理者に今回の寒波に対する対応、先ほど私が質問した恒常的な漏水問題等と老朽管の更新、耐震化、今後多くの予算が必要になってくると思いますけれども、次世代に負担をかけないということではないかと思います。ぜひ管理者からこの件についてどのように考えているのか、お答えをいただければと思います。

○水道企業管理者（永井正之君） お答えをさせていただきます。

議員には、別府市水道局の現在の弱み、また強みを御質問をいただきまして、本当にありがとうございます。

1月のまず寒波でございます。これは、2日間私は眠れませんでした。話せば、これは1時間、2時間、3時間かかりますので、もう。先ほど配水課長が代弁して答弁させていただきましたけれども、本当に結果的に断水という最悪の事態は回避できました。このような災害のときほど水道局の力量が問われるのかなというふうに思っています。

3つの要素があったのかなというふうに思っています。1つは、プロパー職員がしっかりした技術を持っていたということでありまして。それからもう1つが、局職員が一体となって対応した組織力の結果だろうと思っています。それから3点目は、先ほど課長が答弁しましたように公民連携、これは管工事組合さんと局の職員が、大変連携をして漏水箇所を先にとめたことによって断水をしなかったということ、本当に市民の皆さんに御迷惑をかけなかったということ、お客様に御迷惑をかけなかったということが、一番の成果かなというふうに思っています。

1月25日には、55人体制で深夜まで対応させていただきました。中津市とか杵築市に連絡をとって、「どういう状況だったのですか」とお聞きしましたら、「やはり職員数が足りなかったというのが一番の原因です」ということで、たまたまうちのほうは、今、職員がまだまだ、しっかりした職員がおって、技術職員が残っていましたので、そういう事態にならなかったというふうに思っています。

ただ、最悪の事態も考えられまして、大体5,000世帯から8,000世帯ぐらいは断水するおそれがありまして、あと5時間しか持たないというのが、25日の午後8時30分、そして最終判断をして、「何とかやりましょう」と言って、夜を徹して職員が配水池の水量を確保していただいたというのが現状であります。

それから、漏水問題でございます。これは、大変率が高いということで、これは、私がもう着任して以来、組合を通じて3つの事柄、特に危機管理の強化と漏水対策、それから中山間地の飲料水の問題、この3点にまず取り組みましょうよということで、ずっと言い続けまして、やっと先日の最後の交渉で、今年度最後の交渉で方向性がしっかりと決まりまして、平成28年度予算から、人、物、金をしっかりとつけて、漏水対策に本格的に取り組むということにいたしました。これによって必ず結果が出てくるかなと思っています。

議員が御指摘いただきましたように、将来に負担を残さないよということでありまして。私どもは、最少の経費で最大の効果を生まなければなりません。そのためには、今厳しい財政事情でございますけれども、たゆまぬ経営健全化を進めながら財源を捻出して配水管等の耐震化、更新事業を計画的かつ確実に進めていこうと思っております。

今年度、市長部局は、積極型予算ということで470億以上のものを打ち出しています。うちのほうは、積極的予算は打ち出せません、収入が落ちていきますので。ただ、市民の皆さんのためになる積極的施策をしっかりと打っていきたいというふうに思っております。

○18番（松川峰生君） 3月8日の予算特別委員会の代表質問の中で、管理者がこのように述べております。「水道局を取り巻く環境がどのように変化しても、市民の皆様が安心・安全な水を供給することが、水道局の責務である。また、水道局も来年、創設100年を迎

えることになり、さらなる事務効率化を図り、財政健全化に取り組み、信頼され続けるよう企業努力を推し進める」と力強い発言がありました。私は、先ほど局長がおっしゃいましたように、厳しい企業会計の中で水道局におかれましては、さらなる行革を進め、別府市民に日本一おいしい安全・安心の水の供給をしていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

それから、課長、中西課長、大変済みません、3番と4番を入れかえますので、後ろで控えておっていただけますか。よろしく申し上げます。ちょっと時間の関係で。

それでは、急に申しわけありません。まず、アスベストについてお伺いしたいと思います。

昨年の12月議会で、私が、本庁舎のアスベストについて質問をいたしました。その後、予算特別委員会で松川章三議員からも発言がございました。その際、このアスベストを公表していなかったということも大きな問題になりました。これが大重要問題ではなかったかなと思います。もしこの問題が当時できておれば、この長野市政で取り組む必要がなかったのではないかなというようなことも、私自身は思っております。

その後、市長からアスベストに対して検討委員会を立ち上げるということでおっしゃいましたので、その検討委員会について、その内容についてお伺いしたいと思います。

○財産活用課長（小野大介君） お答えいたします。

本庁舎のアスベスト対策につきましては、別府市役所庁舎等検討委員会を設置し、2月5日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。組織としましては、委員長に阿南副市長、副委員長に総務部長、そして委員としまして、企画部長、建設部長、ONSENツーリズム部長、政策推進課長、建築住宅課長、建築指導課長、財産活用課長で構成しております。また、特別顧問としまして、日本文理大学の平居学長、立命館アジア太平洋大学の福谷名誉教授を委嘱し、御意見をいただいております。

○18番（松川峰生君） 今年度中ですから、なかなか、もう日程も詰まっておると思いますが、今後、この検討委員会を何回する予定なのか、また今後について。その辺についてお答えください。

○総務部長（豊永健司君） お答えいたします。

これまで検討委員会につきましては、2回開催いたしました。次回につきましては、3月17日を予定しております。それを含めてあと2回開催する予定でございます。

また、今後の対応でございますが、この検討委員会である程度の方向性が決まりましたら、市長に報告したいと考えております。

○18番（松川峰生君） 検討委員会も日にちがもう決められて、短い時間になっていると思います。しっかりと、御苦勞をかけますけれども、議論していただいて、市長に早く報告していただきたいなと思います。

先般、報道のほうにこの費用が10億円ほどかかるというふうに書かれていますけれども、これは恐らく少な目に見た金額ではないかな、そのように思います。市長のほうからも、「今後は市役所の機能を維持しながら、市民や職員に健康被害を与えないように検討したい」というふうな記事も載っておりました。よく答弁の中で課長のほうからも遠慮して、今のところ健康被害はないというふうな答弁が有るありましたけれども、これは、将来健康被害があるからこそ、このアスベストが問題になっているのであって、これを、何もないということを私は強調すべきではないと思っております。もし何かあった場合、今、ここで何か地震があつて壊れてきたら、上からアスベストが、ここにおる皆さん、僕も含めて全員にどっと来ますので、そういうふうな状況も踏まえながら、大変御苦勞をかけますけれども、早急な対応をしていただきたいと思いますが、市長にこの件についてお伺いしたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

アスベストにつきましては、もうわかった以上、これは除去しなければいけない。それを前提として検討委員会を立ち上げさせていただいたところでございます。3月末をめどに答えが、一定の答えが出るということで、その答えを見させていただいて、どういうふうにこの除去を進めていくか。当然除去していく過程の中では、一時的なのか本移転なのかは別にしても、この庁舎の中の一部、もしくは全体を移転する必要があるかというふうに思います。そういったこともしっかり考えながら、費用も本当にかかる問題だと思います。しかし、これは市民の皆さん、また職員の健康被害の危険を何とか食い止めなければいけない。いつ何どき災害が起こるかわかりません。しっかりこの点を勘案しながら、答申を待って検討を重ねてまいりたい、このように考えているところでございます。

- 18番（松川峰生君） 市長にとりましては、降ってきたような話だと思うのですね、この問題だけは。そして、これが少ない金額であれば別にそんなに大騒ぎすることはないのですけれども、聞きますと、どちらを、いろんなことを皆さんの話を聞いても、すごい費用がかかるのではないかな、そのように私自身も予測いたしております。しかしながら、これは絶対にやらなければいけない事業だと思います。ぜひ報告がありましたら、市長においては早急な対応をしていただくことをお願いして、アスベスト問題、この件について質問を終わります。

なお、中西課長、大変御迷惑をかけますけれども、あなたとの議論につきましては、もう時間が10分しかありませんので、次回の議会にこれを持ち越したいと思います。ようございましょうか。中西課長、いいでしょうか。

はい、それでは一応これで、次回ということで、私の質問はこれで終わります。

- 副議長（野上泰生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、あす16日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（野上泰生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は、あす16日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時53分 散会